

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2019年8月16日提出
【発行者名】	B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 山口 省吾
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 3 号 丸の内トラストタワー本館
【事務連絡者氏名】	明石 晃仁
【電話番号】	03（6756）4725
【届出の対象とした募集（売 出）内国投資信託受益証券に 係るファンドの名称】	メロン世界新興国ソブリン・ファンド
【届出の対象とした募集（売 出）内国投資信託受益証券の 金額】	5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

メロン世界新興国ソブリン・ファンド

（以下「当ファンド」といいます。また、愛称として「育ち盛り」という名称を用いることがあります。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権（以下「受益権」といいます。）です。

B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社（以下「委託会社」といいます。）の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、下記の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権に無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

5,000億円^{*}を上限とします。

^{*}受益権1口当たりの発行価格に発行口数を乗じて得た金額の合計額です。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

なお、午後3時を過ぎて取得申込みを受付けたものは、翌営業日の取扱いとなります。

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額（ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。）をいいます。基準価額は組入有価証券等の値動き等により日々変動します。

基準価額（1万口当たり）は、毎営業日に算出され、販売会社（下記「（8）申込取扱場所」をご参照ください。）または下記「（8）申込取扱場所」の照会先に問い合わせることにより知ることができるほか、翌日の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に「世界新興」として掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

（５）【申込手数料】

3.78%（税抜 3.5%）を上限として販売会社（下記「（8）申込取扱場所」をご参照ください。）が定める申込手数料率^{*}を、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乘じて得た額が申込手数料となります。ただし、税引後の収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として毎計算期間終了日の基準価額とし、申込手数料は無手数料となります。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。

詳しくは販売会社または下記「（8）申込取扱場所」の照会先までお問い合わせください。

^{*}当該申込手数料は、消費税および地方消費税（以下「消費税等」または「税」ということがあります。）に相当する金額を含みます。

消費税率が10%になった場合は、3.85%となります。

取得申込みには、収益分配金の受取方法により、収益の分配時に収益分配金を受取るコース（以下「一般コース」といいます。販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）と、収益分配金が税引き後無手数料で再投資されるコース（以下「自動継続投資コース」といいます。販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）の2つのコースがあります。

取扱コースおよび申込手数料は、販売会社によって異なります。詳しくは、販売会社までお問い合わせください。

販売会社によって、申込手数料の優遇措置を設けていることがあります。（当該取扱いの可否および内容については、お申込みの販売会社までお問い合わせください。）

（６）【申込単位】

販売会社が定める単位とします。

自動継続投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得のお申込みに応じます。

取扱コースおよび申込単位は、販売会社によって異なります。販売会社の取扱コースおよび申込単位については、販売会社までお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

2019年8月17日から2020年2月17日まで

申込期間は、上記申込期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社において、申込みの取扱いを行います。

販売会社は、下記にてご確認ください。

（委託会社の照会先）

B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

電話番号（代表）03-6756-4600（営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ <http://www.bnymellonam.jp/>

なお、販売会社以外の第一種金融商品取引業者等が販売会社と取次契約を結ぶことにより、当ファンドを当該販売会社に取次ぐ場合があります。

(9) 【払込期日】

取得申込者は、申込みの販売会社が定める日までに取得申込にかかる金額を販売会社に支払うものとします。申込期間における取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、三井住友信託銀行株式会社（以下「受託会社」といいます。）の再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）のファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

払込取扱場所は、販売会社（上記「（8）申込取扱場所」をご参照ください。）となります。

(11) 【振替機関に関する事項】

当ファンドの受益権の振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

(12) 【その他】

申込証拠金

ありません。

本邦以外の地域においての発行

ありません。

振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取扱われるものとします。

当ファンドの収益分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

（参考）投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われ受益証券は発行されませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます。

・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。

・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

「世界新興国ソブリン・マザーファンド」（以下「マザーファンド」ということがあります。）受益証券への投資を通じて、主として、現地通貨建ての新興国の政府、政府機関もしくは企業の発行する債券（エマージング・マーケット債券）に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行うことを基本とします。

ファンドの基本的性格

当ファンドの商品分類および属性区分は、下記の表のとおりです。

（注）一般社団法人投資信託協会が定める商品分類および属性区分の詳細については、同協会ホームページをご覧ください。

<http://www.toushin.or.jp/>

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	
単位型投信	国 内	株 式	* 追加型投信： 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
		債 券	
	海 外	不動産投信	* 海外： 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
追加型投信	内 外	その他資産 ()	* 債券： 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
		資産複合	

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象 資 産	決算 頻度	投資対象 地 域	投資形態	為替 ヘッジ
株 式 一 般 大 型 株 中 小 型 株	年1回	グローバル		
	年2回	日 本		
	年4回	北 米	ファミリー ファンド	あ り ()
債 券 一 般 公 債 社 債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧 州		
	年12回 (毎月)	ア ジ ア		
		オセアニア		
不動産投信	日 々	中 南 米	ファンド・ オブ・ ファンズ	な し
	その他 ()	アフリカ		
その他資産 (投資信託証券(債券))		中 近 東 (中 東)		
資産複合 ()		エマージング		
資産配分固定型 資産配分変型型				

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

* その他資産（投資信託証券（債券））：目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、主として債券へ実質的に投資する旨の記載があるものをいいます。

* 年12回（毎月）：目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。

* エマージング：目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

* ファミリーファンド：目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

* 為替ヘッジなし：目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

信託金限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、5,000億円を上限として信託金を追加することができます。委託会社は、受託会社と合意のうえ、この限度額を変更することができます。

ファンドの特色

a．ファミリーファンド方式により、主として新興国が発行した現地通貨建ての国債等に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を図ることを目指します。

- 新興国ソブリン債は、債券からの相対的に高い利回りに加え、新興国の成長過程からも中長期的な収益機会が期待できる魅力的な資産クラスです。
新興国ソブリン債は、先進国のソブリン債と比較してデフォルト（債務不履行）となるリスクが相対的に高いと言えます。
- ポートフォリオの構築にあたっては、同一国の債券への投資割合を取得時の信託財産の純資産総額の25%以下とするほか、現地通貨以外の通貨建ての債券への投資割合を取得時の信託財産の純資産総額の30%以下とすることを基本とします。
- JPモルガンGBI-EM Diversified指数（円ベース）をベンチマークとします。
- 外貨建資産については原則として為替ヘッジは行いません。
- 市況動向、資金動向その他の要因等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

b．毎月17日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として、安定的に収益の分配を行います。また、別途、毎年5月および11月の決算時にはボーナス分配金として、分配対象額の範囲で、委託会社が決定する額を付加して分配する場合があります。

安定した分配を継続的に行うことを目標としますが、あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。

運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移すること等を示唆するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

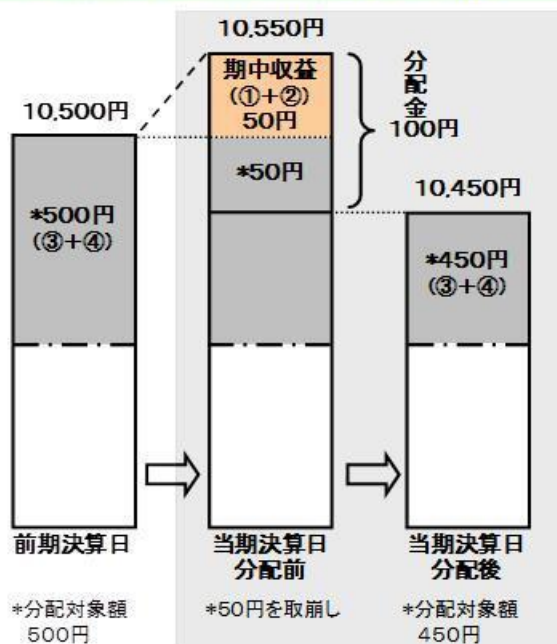
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



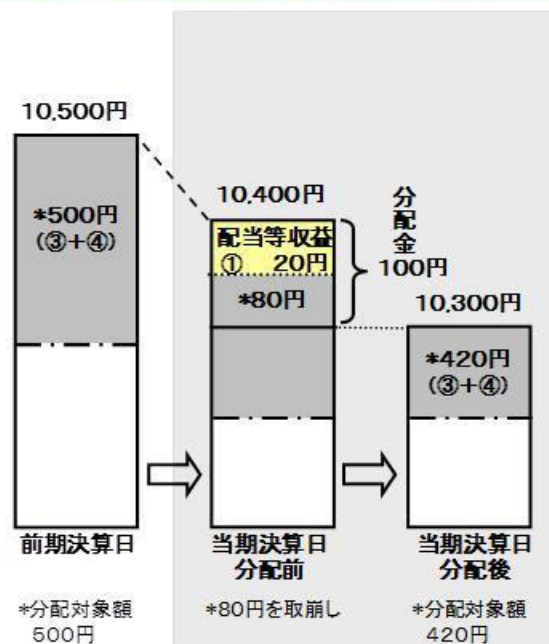
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
- また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

（計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合）

（前期決算から基準価額が上昇した場合）



（前期決算から基準価額が下落した場合）



(注) 分配対象額は、経費控除後の配当等収益および経費控除後の評価益を含む売買益ならびに 分配準備積立金および 収益調整金です。

分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

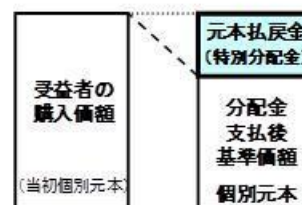
上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

- 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。
ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

（分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合）



（分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合）



普通分配金：個別元本（受益者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、下記「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い 個人、法人別の課税の取扱いについて」をご参照下さい。

- c. マザーファンドの運用の指図に関する権限を、B N Yメロン・グループ傘下の運用会社であるメロン・インベストメンツ・コーポレーションに委託します。



メロン・インベストメンツ・コーポレーション

B N Yメロン・グループの3社が統合し、2018年2月1日から業務を開始した運用会社（2019年1月2日を効力発生日としてメロン・インベストメンツ・コーポレーションに社名変更）です。

同社は株式や債券を含む様々な投資対象において、アクティブ運用やパッシブ運用を含む幅広い投資戦略を提供しています。

- 本社：米国ボストン

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーション（以下、B N Yメロン）は、2007年に米国の金融業草創期から100年以上にわたる歴史を持つザ・バンク・オブ・ニューヨーク・カンパニー・インクとメロン・フィナンシャル・コーポレーションの合併により誕生しました。B N Yメロンは現在、傘下にある複数の運用会社を通じて、世界有数の運用スキルを提供しております。

（２）【ファンドの沿革】

2007年 5月31日 ファンドの信託契約締結、運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式とは、受益者からの資金をまとめてベビーファンド（メロン世界新興国ソブリン・ファンド）とし、その資金をマザーファンド（世界新興国ソブリン・マザーファンド）に投資して、その実質的な運用をマザーファンドにおいて行う仕組みです。

ベビーファンドがマザーファンドに投資するに際しての投資コストはかかりません。また、マザーファンドの投資成果はベビーファンドに反映されます。

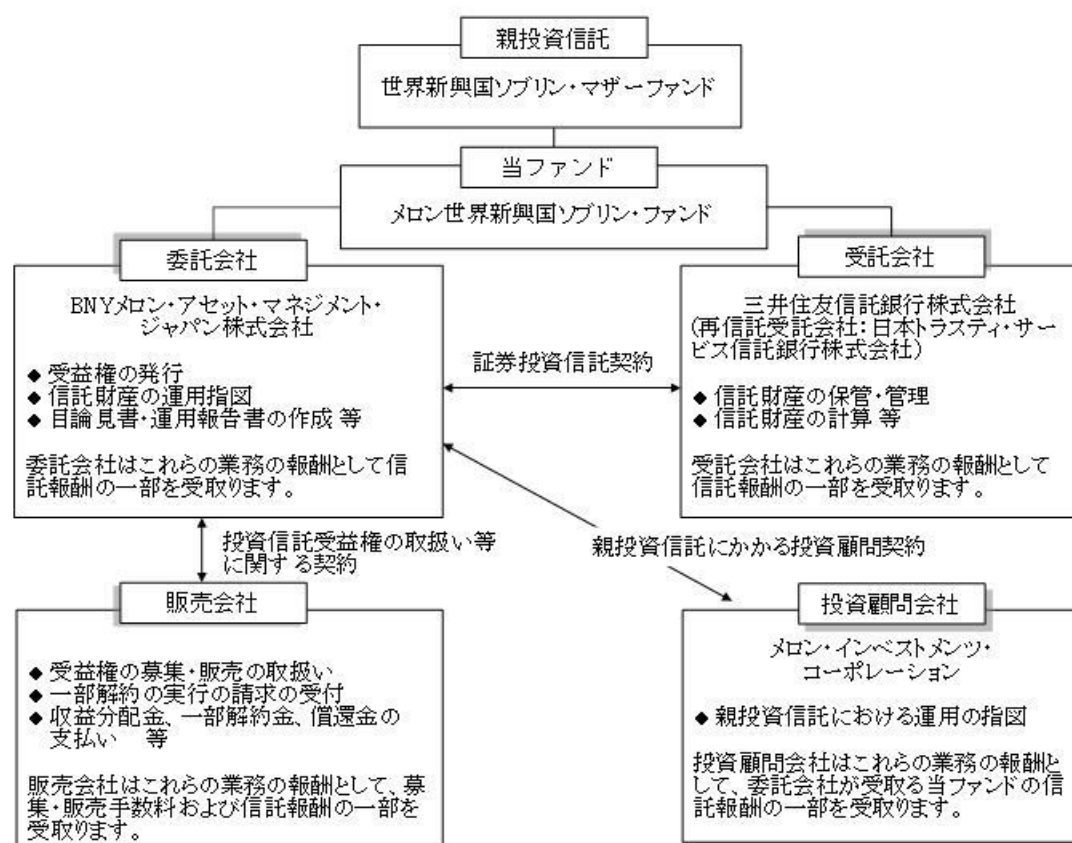


ファンドの関係法人

当ファンドの関係法人とその名称、関係業務および運営の仕組みは、次のとおりです。

- B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社（「委託会社」）
当ファンドの委託会社として、当ファンドの受益権の発行、信託財産の運用指図、目論見書および運用報告書の作成等を行います。
- メロン・インベストメンツ・コーポレーション（「投資顧問会社」）
委託会社から運用の委託を受けて、当ファンドのマザーファンドにおける運用の指図を行います。
- 販売会社
当ファンドの販売会社として、当ファンドの受益権の募集・販売の取扱い、収益分配金の再投資、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金、一部解約金および償還金の支払い等を行います。
- 三井住友信託銀行株式会社（「受託会社」）
（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）
当ファンドの受託会社として、当ファンドの信託財産の保管・管理、信託財産に関する計算等を行います。

ファンドの関係法人



委託会社の概況

a. 名称

B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

b. 本店の所在の場所

東京都千代田区丸の内一丁目8番3号 丸の内トラストタワー本館

c. 資本金の額（2019年7月末現在）

7億9,500万円

d. 委託会社の沿革

1998年11月 6日 ドレイファス・メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社設立

1998年11月30日 投資顧問業者の登録 関東財務局長 第828号

1999年12月 9日 投資一任契約にかかる業務の認可取得 金融再生委員会第21号

2000年 1月 1日 会社名をメロン・アセットマネジメント・ジャパン株式会社に変更

2000年 5月18日 証券投資信託委託業の認可取得 金融再生委員会第28号

2001年10月 1日 会社名をメロン・グローバル・インベストメンツ・ジャパン株式会社に変更

2007年 9月30日 金融商品取引法の規定に基づく登録
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第406号

2007年11月 1日 会社名をB N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に変更

e. 大株主の状況（2019年7月末現在）

株主名	住所	所有株式数	所有比率
B N Yメロン・インベストメント・マネジメント（A P A C）ホールディングス・リミテッド	英国 EC4V 4LA ロンドン、 クィーンビクトリアストリート 160、ザ・バンク・オブ・ニュー ヨーク・メロン・センター	15,900株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

投資方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行うことを基本とします。

運用方法

a. 投資対象

「世界新興国ソブリン・マザーファンド」の受益証券を主要投資対象とします。

b. 投資態度

1. マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として現地通貨建ての新興国の政府、政府機関もしくは企業の発行する債券（エマージング・マーケット債券）に投資します。
2. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
3. JPモルガンGBI-EM Diversified指数（円ベース）をベンチマークとします。
4. マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。
5. 市況動向、資金動向その他の要因等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

< 参考情報 > マザーファンドの投資方針

投資方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

運用方法

a. 投資対象

新興国が発行した現地通貨建ての国債等を主要投資対象とします。

b. 投資態度

1. 主として現地通貨建ての新興国の政府、政府機関もしくは企業の発行する債券（エマージング・マーケット債券）に投資します。
2. ポートフォリオの構築にあたっては、同一国の債券への投資割合を取得時の信託財産の純資産総額の25%以下とするほか、現地通貨以外の通貨建ての債券への投資割合を取得時の信託財産の純資産総額の30%以下とすることを基本とします。
3. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
4. JPモルガンGBI-EM Diversified指数（円ベース）をベンチマークとします。
5. 運用にあたっては、メロン・インベストメンツ・コーポレーションに、運用の指図に関する権限を委託します。
6. 市況動向、資金動向その他の要因等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

投資対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に規定するものに限りません。）
 - ハ. 金銭債権
 - ニ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主としてB N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結された証券投資信託であるマザーファンドの受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。新株予約権付社債については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め、以下総称して「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限りません。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 10. コマーシャル・ペーパー
 11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1. から11. までの証券または証書の性質を有するもの
 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りまゝす。）
 17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りまゝす。）
 20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 21. 貸付債権信託受益権であつて金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 22. 外国の者に対する権利で上記21. の有価証券の性質を有するもの
- なお、1. の証券または証書、12. ならびに17. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券および12. ならびに17. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13. および14. の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であつて金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で上記5. の権利の性質を有するもの

金融商品による例外的な運用指図

上記 の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を上記 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

< 参考情報 > マザーファンドの投資対象

投資対象とする資産の種類

マザーファンドにおける投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、マザーファンドの信託約款に規定するものに限りまゝす。）
 - ハ. 金銭債権
 - ニ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

投資対象とする有価証券

委託会社（委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
 2. 国債証券
 3. 地方債証券
 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。新株予約権付社債については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め、以下総称して「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限ります。）
 6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 10. コマーシャル・ペーパー
 11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1. から11. までの証券または証書の性質を有するもの
 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
 17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 22. 外国の者に対する権利で上記21. の有価証券の性質を有するもの
- なお、1. の証券または証書、12. ならびに17. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券および12. ならびに17. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13. および14. の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で上記5. の権利の性質を有するもの

金融商品による例外的な運用指図

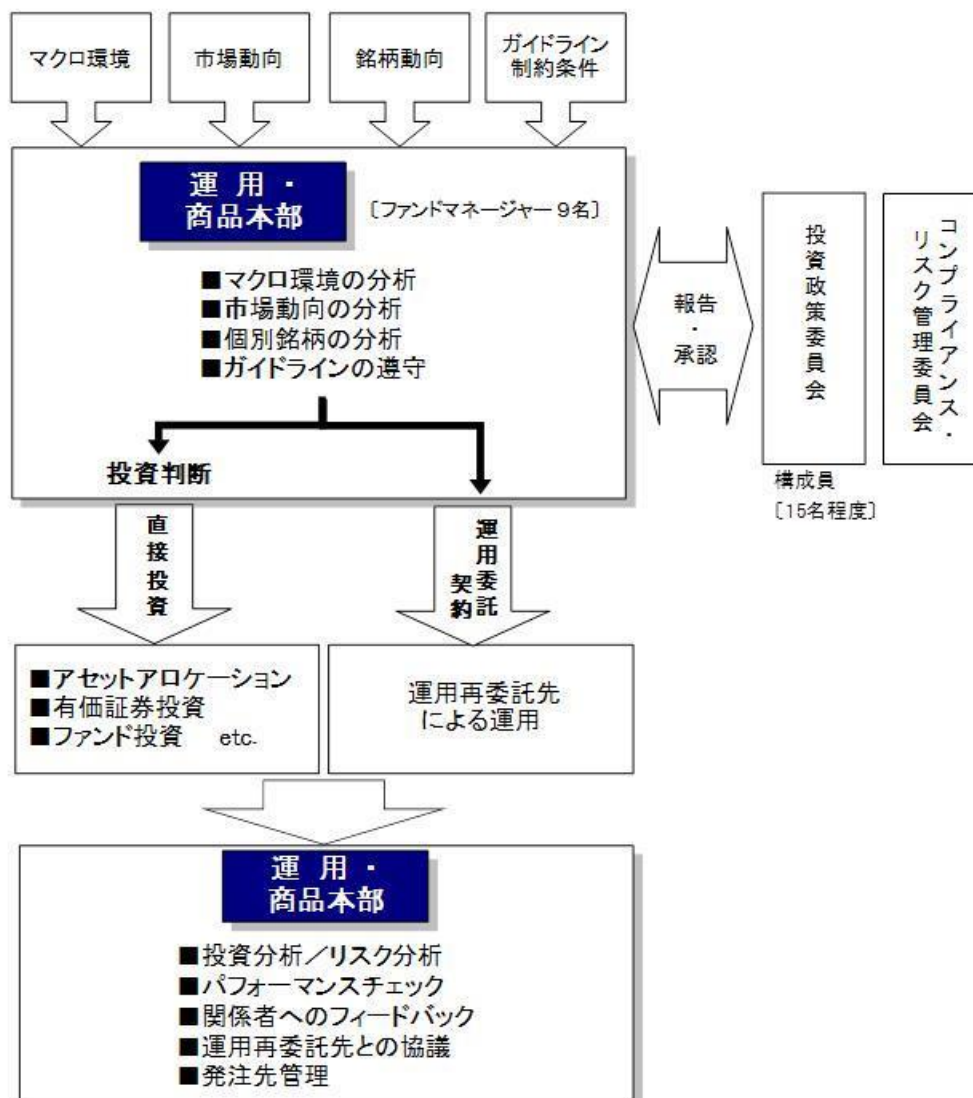
上記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を上記 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（3）【運用体制】

当ファンドに関する委託会社の運用体制

- ・ 原則として毎月開催される投資政策委員会において、ファンドの運用の指図権限を委託している投資顧問会社の運用が、運用委託契約、ファンドの投資基本方針、投資対象および投資制限に沿う形で行われているか、遵守状況の確認等を行います。
- ・ 同委員会では、併せて運用にかかる法令および運用ガイドライン等の遵守・違反発生状況、改善後の状況等がコンプライアンス・オフィサーより報告され、必要に応じて関係部署に対し改善指示を行います。

（下記「3 投資リスク」の「（2）リスク管理体制」と併せてご参照ください。）



- 運用・商品本部では、マクロ景気動向、各資産の市場動向、個別銘柄の動向に関して調査、分析を行い、これらをもとに投資を行い、また、運用再委託先の評価を行います。
- 投資信託に対する投資を行う場合は、ポートフォリオ全体から見た投資の適切性および投資信託の相対的な優位性等を検討した上で、これを実施します。
- 投資および運用再委託先の運用モニタリングにおいて、運用ガイドラインの遵守状況、また、これに定められた制約条件に沿った運用が確行されていることを確認します。
- 運用計画、発注先の評価、その他運用に関し付議すべき事項に関しては、投資政策委員会に付議され、運用実績、ガイドラインの遵守状況、ファンド運営に関する過誤の有無、発注実績等については、報告事項として投資政策委員会で報告されます。また、これらについてのコンプライアンス上の事項に関しては、コンプライアンス・リスク管理委員会に付議され、あるいは報告されます。
- 運用・商品本部では、運用の結果である、運用実績、ポートフォリオの状況等についてモニタリングを実施し、評価、運用再委託先との協議および発注状況の管理等を実施します。
- 運用再委託先または必要に応じてファンドの運用者に対するデューディリジェンスを定期的の実施します。

社内規程

以下の規程等に基づき運営しております。

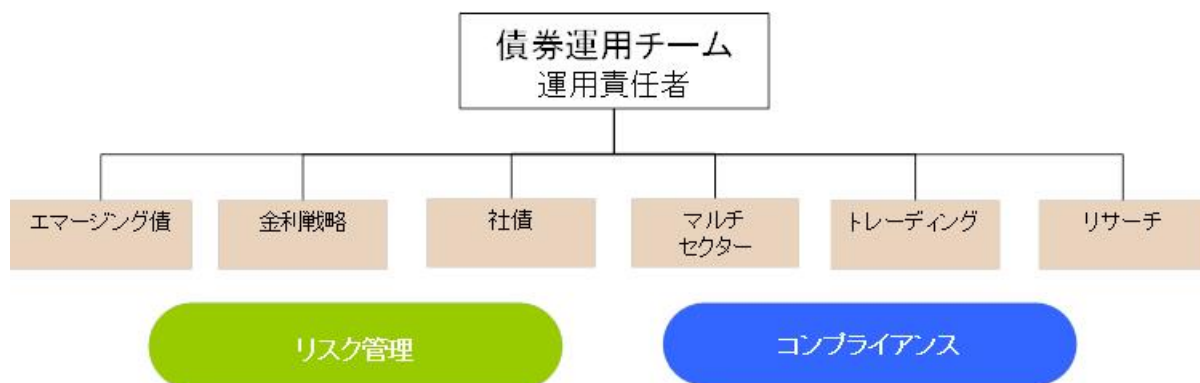
- ・「投資政策委員会」運営規程
- ・コンプライアンス・リスク管理委員会規程
- ・ファンド・マネージャー服務規程
- ・運用の再委託等についての規程
- ・投資信託財産として有する株式に係る議決権の行使に関する規程

受託銀行に関する管理体制について

信託財産の管理業務の遂行能力として、受託銀行の信託事務の正確性・迅速性、システム対応力等を総合的に検証し、定期的な資産残高照合等を通じて業務が適切に遂行されているかの確認を行います。また、内部統制報告書を定期的に入手し、報告を受けています。

（注）上記の運用体制は2019年7月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

マザーファンドに関する投資顧問会社の運用体制



※各セクター毎に専任のポートフォリオ・マネージャーおよびアナリストを中心としたチームで運用を行っています。

（注）上記は2019年5月末現在の運用体制の概略を示したものであり、今後変更される場合があります。

（４）【分配方針】

収益分配方針

- 毎決算時（原則として毎月17日、休業日の場合は翌営業日）に、主として経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益の範囲内で（売買益（評価損益を含みます。）等を加えた額とすることもあります。）安定的に収益の分配を行います。また、毎年5月および11月の決算時には利子・配当等収益に売買益（評価損益を含みます。）等を加えた額から収益の分配を行います。
- 収益分配金額は、基準価額水準等を勘案して委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- 留保益の運用については、特に制限を設けず運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

収益の分配方式

- 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - 信託財産に属する配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額から諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」または「税」といいます。）に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
 - 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。
- 上記 a. におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益の額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

c. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

収益分配金は、決算日において振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。

「自動継続投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税金を差引いた後、決算日の翌営業日に、無手数料で自動的に再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について、保証するものではありません。

運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移すること等を示唆するものではありません。

（５）【投資制限】

当ファンドの信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

- a. マザーファンドの受益証券の投資割合には、制限を設けません。
- b. 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- c. マザーファンドの受益証券を除く投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- d. 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- e. 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- f. 同一銘柄の転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- g. 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- h. 有価証券先物取引等は、約款の範囲で行います。
- i. 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

信託約款上のその他の投資制限

a. 信用取引の指図

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 上記1. の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が、信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2. の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

b. 先物取引等の運用指図

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イならびに第4号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロならびに第4号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハならびに第4号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。
2. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
3. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商

品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。

c. スワップ取引の運用指図・目的・範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

d. 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引（直物為替先渡取引を含みます。）を行うことの指図をすることができます。
2. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。）を取決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

e. デリバティブ取引等にかかる投資制限

委託者は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

f. 有価証券の貸付の指図および範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債につき、次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

2. 上記1. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 3. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- g. 公社債の空売りの指図範囲
1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算において信託財産に属さない公社債を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができますものとします。
 2. 上記1. の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2. の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- h. 公社債の借入れ
1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。
 2. 上記1. の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2. の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
 4. 上記1. の借入れにかかる品借料は信託財産中から支払います。
- i. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
- 外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- j. 外国為替予約取引の指図
1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。
 2. 上記1. の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額およびマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額のうち信託財産に属するとみなした額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
 3. 上記2. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- k. 一部解約の請求および有価証券の売却等の指図
- 委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。
- l. 再投資の指図
- 委託会社は、上記k. の規定による一部解約の代金、売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。
- m. 資金の借入れ
1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還に

よる受取りの確定している資金の額の範囲内とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

4. 借入金の利息は信託財産中より支払います。

n. 受託会社による資金の立替え

1. 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

2. 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

3. 上記1. および2. の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議により、そのつど別にこれを定めます。

その他法令上の投資制限

a. 委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。（金融商品取引業等に関する内閣府令）

b. 委託会社は、同一の法人の発行する株式について、運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図しないものとします。（投資信託及び投資法人に関する法律）

< 参考情報 > マザーファンドの投資制限

マザーファンドの信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

a. 株式、新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

b. 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

c. 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

d. 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

e. 同一銘柄の転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

f. 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

g. 有価証券先物取引等は、約款の範囲で行います。

h. デリバティブ取引の利用は、ヘッジ目的に限定しません。

i. 外国為替取引（直物為替先渡取引を含みます）の利用は、ヘッジ目的に限定しません。

j. 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

信託約款上のその他の投資制限

a. 信用取引の指図範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

2. 上記1. の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が、信託財産の純資産総額の範囲内とします。

3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2. の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

b. 先物取引等の運用指図・範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イならびに第4号イに掲げ

るものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロならびに第4号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハならびに第4号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

2. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
3. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

c. スワップ取引の運用指図・目的・範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則としてマザーファンドの信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

d. 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引（直物為替先渡取引を含みます。）を行うことの指図をすることができます。
2. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則としてマザーファンドの信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

e. デリバティブ取引等にかかる投資制限

委託者は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

f. 有価証券の貸付の指図および範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債につき、次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
2. 上記1. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

g. 公社債の空売りの指図範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算において信託財産に属さない公社債を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 上記1. の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2. の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

h. 公社債の借入れ

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。
2. 上記1. の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2. の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
4. 上記1. の借入れにかかる品借料は信託財産中から支払います。

i. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

j. 外国為替予約取引の指図

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。
2. 上記1. の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
3. 上記2. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

k. 有価証券の売却等の指図

委託会社は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

l. 再投資の指図

委託会社は、上記 k. の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

m. 受託会社による資金の立替え

1. 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
2. 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
3. 上記1. および2. の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議により、そのつど別にこれを定めます。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスクおよび留意点

当ファンドは、マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として新興国の債券への投資を行いますので、組入れた有価証券等の値動き（外貨建資産には為替変動もあります。）により当ファンドの基準価額は大きく変動することがあります。

当ファンドは、元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により解約・償還金額が投資元本を下回り、損失を被る可能性があります。運用により信託財産に生じた利益または損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドは、預貯金とは異なります。また、預金保険または保険契約者保護機構の対象ではありません。

以下の事項は、マザーファンドのリスクも含まれます。また、基準価額の変動要因は下記に限定されるものではありません。

価格変動リスク

債券・株式（先物取引を含みます。）の価格動向は、国内および国際的な政治・経済情勢の影響を受けます。そのため、当ファンドの投資成果は、債券・株式の価格変動があった場合、元本欠損を含む重大な損失が生じる場合があります。

新興国への投資に伴うリスク

新興国の債券への投資については、新興国における政治・社会的不確実性、決済システム等市場インフラの未発達、証券市場、情報開示制度、会計基準、法制度等の未整備、監督当局による監督体制の未成熟、外国への送金規制、為替レートの高い変動率等に伴い、運用上予期しない制約を受けるなどのリスクが想定されます。また、通貨危機に直面した場合には、新興国における急激な金利上昇、債券価格の暴落、発行体のデフォルト等のリスクが高くなります。また、金融市場や政情に起因する諸

問題が有価証券や通貨に及ぼす影響が先進国より大きいことがあり、また政府当局が様々な規制を一方的に導入することがあります。それらの国における有価証券・通貨市場は、規模が小さく流動性が低い場合があり、その結果それらの市場において取引される有価証券・通貨の価格変動が大きくなる場合があります。

税制においても、先進国の税制と異なる場合があります、また、一方的に変更されたり、新たな税制が適用されることもあります。

上記のような要因が、信託財産の価値を大幅に変動または下落させる可能性があります。

為替変動リスク

為替変動リスクは、外国為替相場の変動により外貨建資産の価額が変動するリスクのことをいいます。外貨建資産を保有する場合、当該通貨と円の為替変動の影響を受け、損失が生じることがあります。当該資産の通貨に対して円高になった場合にはファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

当ファンドおよびマザーファンドは為替ヘッジを行いませんので、為替変動により、信託財産の価値が大きく変動することがあります。

金利変動リスク

債券等は、市場金利の変動により価格が変動します。一般に金利低下時には価格が上昇し、逆に金利上昇時には価格が下落する傾向があります。ただし、その価格変動は、残存期間・発行の条件等により異なります。

信用リスク

債券・株式等の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。発行体に経営不安、デフォルト（利払い・元本返済の不履行または遅延等）が生じた場合、またはそれらが予想される場合には、債券・株式等の価格が下落するリスクがあります。当ファンドおよびマザーファンドではソブリン債以外の債券にも投資を行う可能性があります。その場合、ソブリン債に投資するより、信用リスクが大きくなる場合もあります。価格がゼロになることもあります。

流動性リスク

流動性リスクは、有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく希望する時期に希望する価格で売却することが不可能となることあるいは売り供給がなく希望する時期に希望する価格で購入することが不可能となること等のリスクのことをいいます。市場規模や取引量が小さい市場に投資する場合、また市場環境の急変等があった場合、流動性の状況によって期待される価格で売買できないことがあり基準価額の変動要因となります。特に、新興市場の銘柄は、一般的に流動性が低く、価格変動も大きい傾向があります。

受益者の解約・追加による資金流出入に伴うリスク

一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有証券を大量に売却することがあります。その際に当ファンドおよびマザーファンドの信託財産の価値が大きく変動する可能性があります。また、大量の資金の追加があった場合には、原則として、迅速に有価証券の組入れを行います。買付け予定銘柄によっては流動性などの観点から買付け終了までに時間がかかることもあります。さらに、マザーファンドを投資対象とする他のファンドが設定されている場合には、当該ファンドの解約・追加により同様の資金流出入に伴うリスクがあります。

ブローカーの信用リスク

当ファンドおよびマザーファンドの資産のなかで、取引の証拠金やプレミアム等を表す現金またはその他の資産は、先物ブローカーで保管されることがあります。当ファンドおよびマザーファンドの資産の全部または一部が保管されているブローカーの債務不履行によって、当ファンドおよびマザーファンドの資産の一部または相当の額が失われることがあります。

当ファンド以外の投資運用を行うことによるリスク

投資顧問会社および委託会社は、当ファンドおよびマザーファンド以外にも金銭信託または他の投資信託等の運用を担っており、当該金銭信託または他の投資信託で行う売買ならびに先物取引等が、その結果として当ファンドの利益に反することがあります。

その他の留意点

<当ファンドの資産規模にかかる留意点>

当ファンドの資産規模によっては、分散投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

<収益分配方針にかかる留意点>

- ・計算期末に基準価額水準に応じて、信託約款（運用の基本方針）に定める収益分配方針により分配を行います。ただし、委託会社の判断により分配が行われなこともあります。
- ・収益分配金は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。したがって、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間中におけるファンドの収益率を示すものではありません。

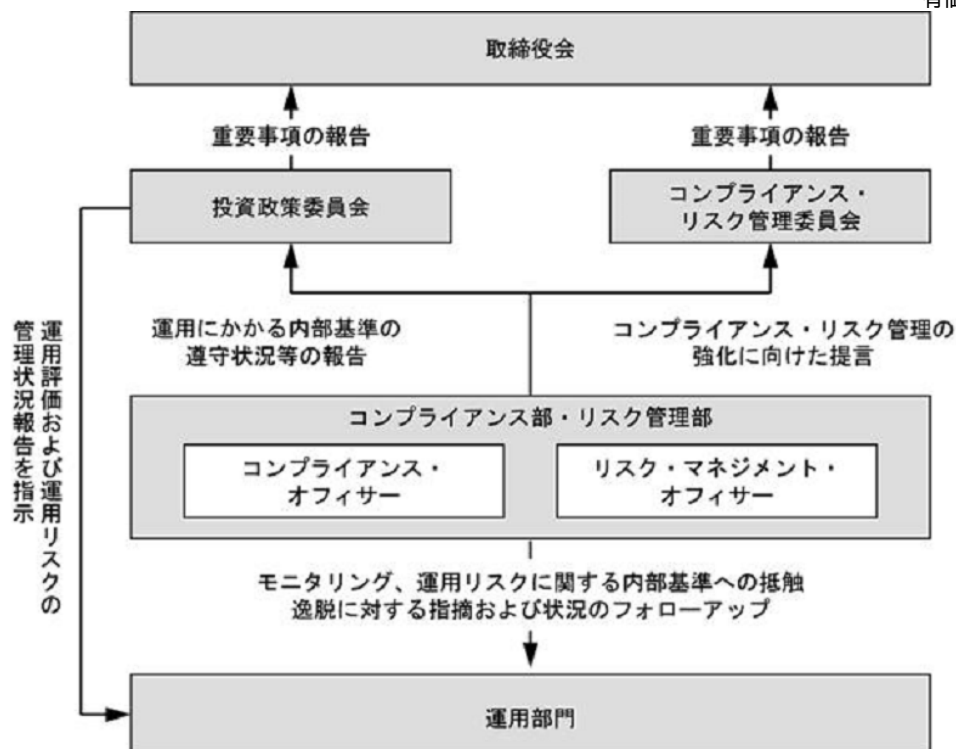
- ・受益者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。
- ・収益分配金は、ファンドの純資産から支払われますので、収益分配金の支払後の純資産は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に収益分配金の支払を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比較して下落することになります。
- ＜受託会社の信用力にかかる留意点＞
受託会社の格付け低下、その他の事由によりその信用力が低下した場合には、為替取引その他の取引の相手方の提供するクレジット・ラインが削除される可能性があり、為替取引ができなくなる可能性があります。さらに、その場合には為替取引に関して適用される契約の条項にしたがい、すでに締結されている当該契約が一括清算される可能性もあります。これらの場合には、そのような事情がない場合と比較して収益性が劣る可能性があります。
- ＜クーリング・オフについて＞
ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ＜法令・税制・会計制度等の変更の可能性＞
日本およびその他の投資対象国の法令・税制・会計制度等は今後変更される可能性もあります。
- ＜ファミリーファンド方式にかかる留意点＞
当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ＜ボルカー・ルール＞
ボルカー・ルールは、一般に、B N Yメロンおよびその関連会社と、B N Yメロンおよび/またはその関連会社により運営される一定の合同運用ビークル（ファンドを含む。）との間における信用供与を伴う一定の取引を禁止しています。B N Yメロン関連会社は、世界各国において証券清算・決済サービスをブローカー・ディーラーに提供しています。証券清算・決済プロセスの運用構造上、証券清算機関とファンドとの間に意図しない日中信用供与が生じる可能性があります。その結果、B N Yメロン関連会社を証券清算機関として利用するブローカー・ディーラーを通じてファンドのために取引を遂行する際に制限を受けます。当該制限を受けた場合、当該制限を受けなければ最良執行義務を履行する際に利用したであろうブローカー・ディーラーを通じて取引を遂行することを妨げられる可能性があります。

（２）リスク管理体制

委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門における日々のモニタリングに加えて、運用部門から独立した組織体制においても行っています。

投資政策委員会 （原則毎月1回開催）	ファンドの運用計画案の審議、運用実績の評価、運用に関する法令および内部規則の遵守状況の確認、最良執行に関する方針の策定および確認を行っています。
コンプライアンス・リスク管理委員会 （原則毎月1回開催）	コンプライアンスおよびリスク管理に関わる事項等の審議・決定を行い、委託会社の法令遵守・リスク管理として必要な内部管理態勢を確保します。
コンプライアンス・オフィサー	コンプライアンスの観点から、各部署の指導・監督を行うと同時に、法令等の遵守体制の維持・強化に向けた役職員の啓蒙・教化に努めます。
リスク・マネジメント・オフィサー	運用リスクを含む、各種リスク要因の認識、評価、統制、残存リスクの把握を行い、リスクの軽減・管理に努めます。

運用リスクの管理は、以下の体制で行います。



（注）上記の管理体制は2019年7月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（参考）マザーファンドに関する投資顧問会社のリスク管理体制

リスク管理体制

運用商品や運用プロセス、手数料など管理対象ごとにコミッティを設置し、運用・オペレーション・トレーディングの関係者のほか、監査・リスク管理グループおよびコンプライアンスが四半期ごとに同席して委員会を開催しています。

リスク・マネジメント・チームによるサポート

また、リスク管理の専任部署であるリスク・マネジメント・チームが社内の関連部署と連携しながら、運用チームに対して下記のサポートを行います。

- ・社内および外部システムに基づくリスク・モニタリング
- ・新しいリスクフレームワークの開発・維持
- ・自社とサードパーティーの分析システムの管理

（注）上記の管理体制は2019年5月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

（3）参考情報

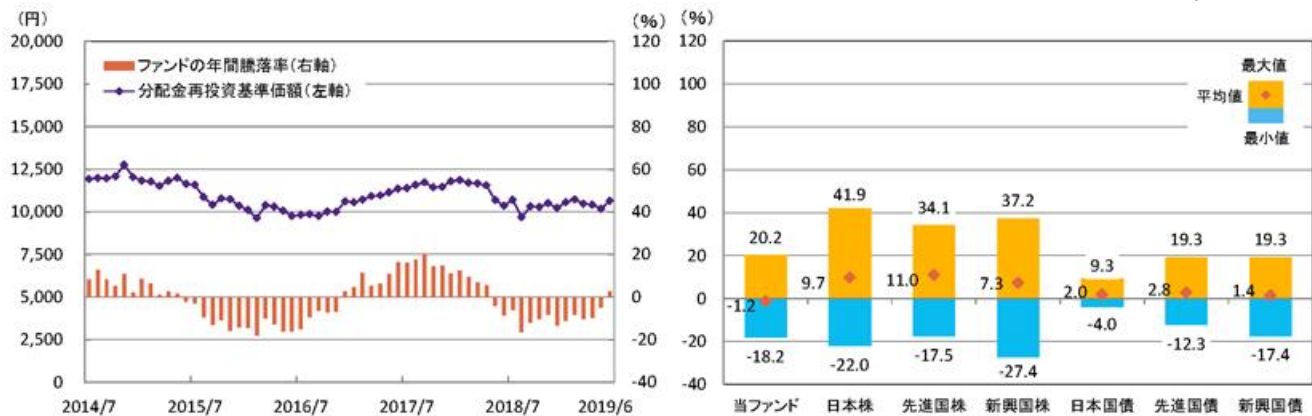
当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

（2014年7月～2019年6月）

当ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

（2014年7月～2019年6月）



（左図）について

- * 年間騰落率は、2014年7月～2019年6月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率を示しています。
- * 年間騰落率は、税引き前収益分配金を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。また、分配金再投資基準価額は、税引き前収益分配金を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。

（右図）について

- * グラフは、2014年7月～2019年6月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。
当ファンドについては、税引き前収益分配金を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数（TOPIX）（配当込み） 東京証券取引所市場第一部に上場する全ての日本企業（内国普通株式全銘柄）を対象として算出した株価指数で、配当を考慮したものです。
先進国株	MSCI-KOKUSAIインデックス（配当込み、円ベース） MSCI Inc.が算出・公表している、日本を除く先進国の株式を対象として算出されたグローバルな株価指数で、配当を考慮したものです。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース） MSCI Inc.が算出・公表している、世界の新興国の株式を対象として算出された株価指数で、配当を考慮したものです。
日本国債	NOMURA-BPI国債 野村證券株式会社が算出・公表している、日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。
先進国債	FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし、円ベース） FTSE Fixed Income LLCが算出・公表している債券インデックスで、日本を除く世界の主要国の国債の価格と利息収入を合わせた総合投資収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス - エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド（円ベース） J.P.Morgan Securities LLCが算出・公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした、時価総額ベースの指数です。

TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、東京証券取引所に帰属します。

MSCIインデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

上記各指数の騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しております。

株式会社野村総合研究所及び各指数のデータソースは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、株式会社野村総合研究所及び各指数のデータソースは、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

3.78%（税抜 3.5%）を上限として販売会社が定める申込手数料率^{*}を、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額が申込手数料となります。ただし、税引後の収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として毎計算期間終了日の基準価額とし、申込手数料は無手数料となります。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。

申込手数料は、販売会社が、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。

詳しくは、販売会社または下記の照会先までお問い合わせください。

*当該申込手数料は、消費税等相当額を含みます。

消費税率が10%になった場合は、3.85%となります。

（委託会社の照会先）

B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

電話番号（代表）03-6756-4600（営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ <http://www.bnymellonam.jp/>

取得申込みには、収益分配金の受取方法により、収益の分配時に収益分配金を受取るコース（以下「一般コース」といいます。販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）と、収益分配金が税引き後無手数料で再投資されるコース（以下「自動継続投資コース」といいます。販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）の2つのコースがあります。

取扱コースおよび申込手数料は、販売会社によって異なります。詳しくは、販売会社までお問い合わせください。

販売会社によって、申込手数料の優遇措置を設けていることがあります。（当該取扱いの可否および内容については、お申込みの販売会社までお問い合わせください。）

（２）【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.782%（税抜 1.65%）を乗じて得た額とし、信託財産の費用として計上されます。

消費税率が10%になった場合は、年率1.815%となります。なお、下記の各配分も相当分上がります。

信託報酬および信託報酬にかかる消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払われます。

信託報酬の配分は、以下のとおりです。

純資産総額	250億円未満の部分	250億円以上 500億円未満の部分	500億円以上の部分	当該信託報酬を対価とする役務の内容
（委託会社）	年率0.85% （税抜）	年率0.80% （税抜）	年率0.70% （税抜）	信託財産の運用指図（投資顧問会社によるマザーファンドの運用指図を含む）、目論見書・運用報告書の作成等
（販売会社）	年率0.75% （税抜）	年率0.80% （税抜）	年率0.90% （税抜）	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等
（受託会社）	年率0.05%（税抜）			信託財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行、信託財産の計算等

委託会社の受取る報酬には、マザーファンドにおいて運用の指図権限を委託している投資顧問会社への投資顧問報酬が含まれます。その報酬額は、信託財産に属する当該マザーファンドの受益証券の時価総額に、当該マザーファンドの信託財産の純資産総額に応じて以下の率を乗じて得た額とします。ただし、年間最低報酬額は別に定めます。

マザーファンドの純資産総額	年率	役務の内容
50億円以下の部分	0.3750%	マザーファンドの運用指図
50億円超100億円以下の部分	0.35625%	
100億円超の部分	0.3375%	

（４）【その他の手数料等】

- ・ 当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用および当ファンドの借入金利息。
- ・ 外貨建資産の保管費用。
- ・ 信託財産に関する租税および信託事務の処理等に要する費用および受託会社の立替えた立替金の利息。
- ・ 信託財産の財務諸表の監査にかかる費用（消費税等相当額を含みます。）は、委託会社が当該費用にかかる金額をあらかじめ合理的に見積もったうえ、計算期間を通じて毎日、一定率または一定金額にて計上するものとします。
- ・ 委託会社による信託財産の管理、運営にかかる費用（目論見書等の作成、印刷および交付費用ならびに公告費用等を含みます。）は、信託財産の純資産総額に年0.05%の率を乗じて得た金額を上限として、計算期間を通じて、当該費用にかかる消費税等に相当する金額とともに、毎日計上するものとします。
- ・ 上記の監査費用および運営にかかる費用とその消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときに信託財産中から支払われます。
その他の手数料等については、資産規模および運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。

上記費用の総額につきましては、投資家の皆様の保有される期間等により異なりますので、表示することができません。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

（５）【課税上の取扱い】

個別元本について

- 追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が、当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、販売会社ごとに個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座ごとに、個別元本の算出が行われる場合があります。
- 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金の課税について

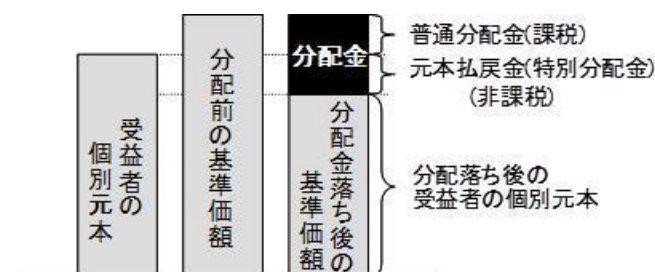
追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、

- 当該収益分配金落ち後の基準価額が「受益者ごとの個別元本」と同額の場合または当該個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。



- 当該収益分配金落ち後の基準価額が「受益者ごとの個別元本」を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。



個人、法人別の課税の取扱いについて

所得税については、2013年1月1日から2037年12月31日までの間、別途、所得税の額に対し、2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

a. 個人の受益者に対する課税

1. 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は配当所得となり、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行うことにより総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

2. 一部解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益（解約価額または償還価額から取得費を控除した利益をいいます。）は譲渡所得とみなされ、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収口座）利用の場合は、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、原則として確定申告は不要です。

3. 損益通算について

一部解約時もしくは償還時の差損（譲渡損）は、確定申告等を行うことにより、上場株式等（公募株式投資信託、特定株式投資信託（ETF）および特定不動産投資信託（REIT）などを含みます。）の譲渡益および上場株式等の配当所得ならびに特定公社債等（特定公社債（国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債等、一定の公社債をいいます。）および公募公社債投資信託）の利子所得および譲渡益（全て申告分離課税を選択したものに限り、）との損益通算ができます。また、一部解約時もしくは償還時の差益（譲渡益）は、他の上場株式等および特定公社債等の譲渡損との損益通算ができます。ただし、特定口座（源泉徴収口座）利用の場合は、原則として確定申告は不要です。

2020年1月1日以降の分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA（ジュニアニーサ）」をご利用の場合

毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。なお、他の口座で生じた配当所得や譲渡損益との損益通算はできません。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社までお問い合わせください。

b. 法人の受益者に対する課税

- 収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の受益者ごとの個別元本超過額は、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

（注）「課税上の取扱い」の内容は2019年7月末現在のものであり、税法が改正された場合等には、内容が変更になることがあります。課税上の取扱い等については、税務専門家に相談することをお勧めします。

5【運用状況】

以下は2019年6月28日現在です。

（1）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	8,368,140,840	100.05
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		4,327,323	0.05
合計（純資産総額）		8,363,813,517	100.00

（注）投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

（参考）世界新興国ソブリン・マザーファンド

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	ロシア	1,210,545,336	13.46
	南アフリカ	1,048,967,330	11.67
	ポーランド	949,648,687	10.56
	ブラジル	852,340,549	9.48
	トルコ	705,746,965	7.85
	ペルー	697,632,993	7.76
	ルーマニア	695,529,594	7.73
	ハンガリー	335,078,873	3.73
	アルゼンチン	301,712,581	3.36
	マレーシア	257,450,270	2.86
	チェコ	246,119,373	2.74
	メキシコ	105,015,470	1.17
	インドネシア	97,333,009	1.08
	タイ	94,940,332	1.06
	チリ	67,203,427	0.75
	コロンビア	52,686,238	0.59
	ウルグアイ	39,059,520	0.43
	ドミニカ	21,047,250	0.23
	小 計	7,778,057,797	86.50
特殊債券	メキシコ	456,342,814	5.07
	アルゼンチン	210,942,635	2.35
	南アフリカ	65,513,474	0.73
	国際機関	57,061,807	0.63
	カザフスタン	18,516,402	0.21
	小 計	808,377,132	8.99
社債券	コロンビア	161,950,711	1.80
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		243,902,923	2.71
合計（純資産総額）		8,992,288,563	100.00

（注）投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する時価の比率です。以下同じ。

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
為替予約取引	買建	—	3,468,351,818	38.57
	売建	—	3,469,547,652	38.58

（注）売建の投資比率は（マイナス）で表示しております。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

順位	銘柄名	国 / 地域	種類	数量	帳簿価額		評価額		投資比率（％）
					単価（円）	金額（円）	単価（円）	金額（円）	
1	世界新興国ソブリン・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	6,374,269,379	1.2867	8,201,772,410	1.3128	8,368,140,840	100.05

（注）投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する評価金額の比率です。以下同じ。

種類別投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	100.05
合計	100.05

（参考）世界新興国ソブリン・マザーファンド

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	利率（％）	償還期限	数量又は額面総額	帳簿価額		評価額		投資比率（％）
							単価（円）	金額（円）	単価（円）	金額（円）	
1	ブラジル	国債証券	NOTA DO TESOURO NACIONAL	10	2023/1/1	18,250,000	3,095.71	564,967,630	3,230.16	589,504,643	6.56
2	ルーマニア	国債証券	5.85% ROMANIA GOVT 04/23	5.85	2023/4/26	21,100,000	2,747.07	579,632,179	2,761.42	582,661,673	6.48

3	ロシア	国債証券	7% RFLB 8/23	7	2023/8/16	276,920,000	167.04	462,594,583	169.67	469,863,318	5.23
4	南アフリカ	国債証券	7% REP SOUTH AFRICA 2/31	7	2031/2/28	69,165,000	639.79	442,515,880	647.78	448,041,187	4.98
5	ロシア	国債証券	8.15% RUSSIA GOVT 2/27	8.15	2027/2/3	247,135,000	174.30	430,757,046	179.74	444,223,222	4.94
6	南アフリカ	国債証券	10.5% SAGB 12/21/2026	10.5	2026/12/21	42,255,000	846.03	357,493,900	858.01	362,555,809	4.03
7	メキシコ	特殊債券	7.19% PETROLEOS ME 9/24	7.19	2024/9/12	74,025,000	476.40	352,660,578	466.63	345,424,733	3.84
8	ロシア	国債証券	7.05% RUSSIA GOVT 1/28	7.05	2028/1/19	175,865,000	162.44	285,686,678	168.57	296,458,796	3.30
9	ポーランド	国債証券	2.5%POLAND GOVT BON7/26	2.5	2026/7/25	10,100,000	2,858.48	288,707,275	2,933.18	296,251,830	3.29
10	トルコ	国債証券	10.4% TURKEY GOVBO 03/24	10.4	2024/3/20	16,685,000	1,277.71	213,186,247	1,493.46	249,184,802	2.77
11	ポーランド	国債証券	5.75% POLGB 09/22	5.75	2022/9/23	7,510,000	3,233.34	242,824,306	3,240.26	243,343,578	2.71
12	南アフリカ	国債証券	8.75% REP SOUTH AFR 2/48	8.75	2048/2/28	35,100,000	689.32	241,951,320	679.11	238,370,334	2.65
13	ブラジル	国債証券	10% BRAZIL NTN-F 01/25	10	2025/1/1	5,970,000	3,103.62	185,285,966	3,306.90	197,421,836	2.20
14	ペルー	国債証券	6.95% REP OF PERU 08/31	6.95	2031/8/12	4,910,000	3,680.52	180,713,645	3,832.49	188,175,436	2.09
15	ポーランド	国債証券	4% POLAND GOV BOND 10/23	4	2023/10/25	5,941,000	3,106.26	184,543,227	3,131.38	186,035,744	2.07
16	チェコ	国債証券	2.5% CZECH REPUBLIC 8/28	2.5	2028/8/25	32,800,000	511.30	167,707,384	524.29	171,967,120	1.91
17	ペルー	国債証券	5.94% REP OF PERU 02/29	5.94	2029/2/12	4,645,000	3,453.44	160,412,694	3,571.75	165,908,146	1.85
18	トルコ	国債証券	10.5% TURKEY GOVT B01/20	10.5	2020/1/15	9,051,913	1,718.55	155,562,556	1,786.27	161,692,059	1.80
19	ペルー	国債証券	6.35% REP OF PERU 8/28	6.35	2028/8/12	4,365,000	3,549.62	154,941,315	3,674.05	160,372,437	1.78
20	ポーランド	国債証券	2.5%POLAND GOVT BON7/27	2.5	2027/7/25	5,330,000	2,832.16	150,954,504	2,922.63	155,776,203	1.73
21	ハンガリー	国債証券	3% HUNGARY GOVT 06/24	3	2024/6/26	330,130,000	39.85	131,567,000	40.64	134,197,340	1.49
22	マレーシア	国債証券	3.844% MALAYSIA GO 04/33	3.844	2033/4/15	5,090,000	2,509.24	127,720,780	2,571.09	130,868,524	1.46
23	コロンビア	社債券	8.375% EMPRESAS PUB11/27	8.375	2027/11/8	3,590,000,000	3.43	123,221,185	3.50	125,798,123	1.40
24	アルゼンチン	国債証券	5.83% ARGENTINA 12/33	5.83	2033/12/31	5,691,000	1,921.49	109,352,564	2,170.97	123,550,471	1.37
25	トルコ	国債証券	8.8% TURKEY GOV BO 09/23	8.8	2023/9/27	8,520,000	1,267.43	107,985,718	1,425.28	121,434,197	1.35
26	ルーマニア	国債証券	5.8% ROMANIA GOVT 07/27	5.8	2027/7/26	3,990,000	2,778.29	110,853,800	2,828.76	112,867,921	1.26
27	マレーシア	国債証券	4.181% MALAYSIA GO 07/24	4.181	2024/7/15	3,837,000	2,660.87	102,097,690	2,699.01	103,561,027	1.15
28	ハンガリー	国債証券	2.75% HUNGARY GOVT 12/26	2.75	2026/12/22	257,730,000	38.35	98,846,399	39.47	101,747,086	1.13
29	トルコ	国債証券	10.6% TURKGB GOVT 2/26	10.6	2026/2/11	6,820,000	1,300.50	88,694,209	1,457.97	99,433,827	1.11
30	ハンガリー	国債証券	2.5% HUNGARY GOVT 10/24	2.5	2024/10/24	250,570,000	38.61	96,769,364	39.56	99,134,447	1.10

（注）投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する評価金額の比率です。以下同じ。

種類別投資比率

種類	投資比率（％）
国債証券	86.50
特殊債券	8.99
社債券	1.80
合計	97.29

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

（参考）世界新興国ソブリン・マザーファンド

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（参考）世界新興国ソブリン・マザーファンド

為替予約取引

資産の種類	通貨	買建 / 売建	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	米ドル	買建	15,402,198.43	1,683,843,858	1,654,196,563	18.39
	メキシコペソ		36,115,000.00	203,327,450	200,438,250	2.22
	ユーロ		2,770,000.00	339,456,128	339,186,500	3.77
	チェココルナ		171,670,000.00	815,308,738	822,299,300	9.14
	ハンガリーフォリント		714,550,000.00	269,931,276	270,171,355	3.00
	ルーマニアレイ		1,230,000.00	31,451,100	31,770,900	0.35
	シンガポールドル		1,675,000.00	133,464,000	133,045,250	1.47
	南アフリカランド		2,290,000.00	17,033,031	17,243,700	0.19
	米ドル	売建	15,157,287.53	1,649,258,864	1,628,019,246	18.10
	ユーロ		1,361,275.64	167,308,388	166,688,202	1.85
	ハンガリーフォリント		117,840,000.00	43,907,184	44,555,304	0.49
	ポーランドズロチ		3,075,000.00	87,291,600	88,375,500	0.98
	ルーマニアレイ		14,250,000.00	365,058,500	368,077,500	4.09
	香港ドル		49,580,000.00	691,145,200	681,229,200	7.57
	シンガポールドル		1,675,000.00	133,866,000	133,045,250	1.47
	タイバーツ		28,135,000.00	97,065,750	98,191,150	1.09
	南アフリカランド		34,710,000.00	261,140,100	261,366,300	2.90

（注）売建の投資比率は、（マイナス）で表示しております。

（3）【運用実績】

【純資産の推移】

2019年6月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記特定期間末の純資産額の推移は次のとおりです。

特定期間	年月日	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間	（2007年11月19日）	37,049,865,533	37,287,079,399	0.9371	0.9431
第2特定期間	（2008年 5月19日）	61,218,480,736	61,626,677,130	0.8982	0.9042
第3特定期間	（2008年11月17日）	45,416,916,227	45,772,465,676	0.6387	0.6437
第4特定期間	（2009年 5月18日）	44,090,653,904	44,346,008,945	0.6907	0.6947
第5特定期間	（2009年11月17日）	41,300,713,884	41,550,463,603	0.7442	0.7487
第6特定期間	（2010年 5月17日）	57,455,087,524	57,844,297,250	0.7381	0.7431
第7特定期間	（2010年11月17日）	61,194,474,580	61,634,767,607	0.6949	0.6999
第8特定期間	（2011年 5月17日）	64,474,038,392	64,954,796,143	0.6705	0.6755
第9特定期間	（2011年11月17日）	59,742,588,256	60,159,104,853	0.5737	0.5777
第10特定期間	（2012年 5月17日）	47,544,635,868	47,869,846,484	0.5848	0.5888
第11特定期間	（2012年11月19日）	34,190,034,288	34,383,451,830	0.6187	0.6222
第12特定期間	（2013年 5月17日）	38,138,763,024	38,305,946,114	0.7984	0.8019
第13特定期間	（2013年11月18日）	28,708,824,508	28,853,566,646	0.6942	0.6977
第14特定期間	（2014年 5月19日）	24,495,866,036	24,619,426,198	0.6939	0.6974
第15特定期間	（2014年11月17日）	23,352,016,977	23,465,973,710	0.7172	0.7207
第16特定期間	（2015年 5月18日）	20,688,754,799	20,797,011,516	0.6689	0.6724
第17特定期間	（2015年11月17日）	16,757,159,247	16,857,558,207	0.5842	0.5877
第18特定期間	（2016年 5月17日）	13,955,206,648	14,049,239,478	0.5194	0.5229

第19特定期間	（2016年11月17日）	12,361,557,773	12,451,441,747	0.4813	0.4848
第20特定期間	（2017年 5月17日）	13,226,772,092	13,312,182,481	0.5420	0.5455
第21特定期間	（2017年11月17日）	11,858,555,506	11,938,199,105	0.5211	0.5246
第22特定期間	（2018年 5月17日）	10,382,887,889	10,457,835,237	0.4849	0.4884
第23特定期間	（2018年11月19日）	8,659,530,683	8,698,893,301	0.4400	0.4420
第24特定期間	（2019年 5月17日）	8,129,980,229	8,168,444,477	0.4227	0.4247
2018年 6月末日		9,574,668,129	—	0.4527	—
7月末日		9,765,512,700	—	0.4641	—
8月末日		8,675,235,215	—	0.4164	—
9月末日		9,018,463,709	—	0.4415	—
10月末日		8,698,070,852	—	0.4380	—
11月末日		8,735,276,282	—	0.4454	—
12月末日		8,430,687,904	—	0.4320	—
2019年 1月末日		8,625,210,251	—	0.4437	—
2月末日		8,710,186,888	—	0.4487	—
3月末日		8,410,428,147	—	0.4362	—
4月末日		8,327,594,504	—	0.4321	—
5月末日		8,079,702,167	—	0.4203	—
6月末日		8,363,813,517	—	0.4373	—

（注）月末日とはその月の最終営業日を指します。

【分配の推移】

特定期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間（2007年 5月31日～2007年11月19日）	0.0300
第2特定期間（2007年11月20日～2008年 5月19日）	0.0360
第3特定期間（2008年 5月20日～2008年11月17日）	0.0300
第4特定期間（2008年11月18日～2009年 5月18日）	0.0270
第5特定期間（2009年 5月19日～2009年11月17日）	0.0250
第6特定期間（2009年11月18日～2010年 5月17日）	0.0290
第7特定期間（2010年 5月18日～2010年11月17日）	0.0300
第8特定期間（2010年11月18日～2011年 5月17日）	0.0300
第9特定期間（2011年 5月18日～2011年11月17日）	0.0280
第10特定期間（2011年11月18日～2012年 5月17日）	0.0240
第11特定期間（2012年 5月18日～2012年11月19日）	0.0225
第12特定期間（2012年11月20日～2013年 5月17日）	0.0210
第13特定期間（2013年 5月18日～2013年11月18日）	0.0210
第14特定期間（2013年11月19日～2014年 5月19日）	0.0210
第15特定期間（2014年 5月20日～2014年11月17日）	0.0210
第16特定期間（2014年11月18日～2015年 5月18日）	0.0210
第17特定期間（2015年 5月19日～2015年11月17日）	0.0210
第18特定期間（2015年11月18日～2016年 5月17日）	0.0210
第19特定期間（2016年 5月18日～2016年11月17日）	0.0210
第20特定期間（2016年11月18日～2017年 5月17日）	0.0210
第21特定期間（2017年 5月18日～2017年11月17日）	0.0210
第22特定期間（2017年11月18日～2018年 5月17日）	0.0210
第23特定期間（2018年 5月18日～2018年11月19日）	0.0165
第24特定期間（2018年11月20日～2019年 5月17日）	0.0120

（注）1口当たりの分配金は、各特定期間中の分配金の合計です。

【収益率の推移】

特定期間	収益率（％）
第1特定期間（2007年 5月31日～2007年11月19日）	3.3
第2特定期間（2007年11月20日～2008年 5月19日）	0.3
第3特定期間（2008年 5月20日～2008年11月17日）	25.6
第4特定期間（2008年11月18日～2009年 5月18日）	12.4
第5特定期間（2009年 5月19日～2009年11月17日）	11.4
第6特定期間（2009年11月18日～2010年 5月17日）	3.1
第7特定期間（2010年 5月18日～2010年11月17日）	1.8
第8特定期間（2010年11月18日～2011年 5月17日）	0.8

第9特定期間（2011年 5月18日～2011年11月17日）	10.3
第10特定期間（2011年11月18日～2012年 5月17日）	6.1
第11特定期間（2012年 5月18日～2012年11月19日）	9.6
第12特定期間（2012年11月20日～2013年 5月17日）	32.4
第13特定期間（2013年 5月18日～2013年11月18日）	10.4
第14特定期間（2013年11月19日～2014年 5月19日）	3.0
第15特定期間（2014年 5月20日～2014年11月17日）	6.4
第16特定期間（2014年11月18日～2015年 5月18日）	3.8
第17特定期間（2015年 5月19日～2015年11月17日）	9.5
第18特定期間（2015年11月18日～2016年 5月17日）	7.5
第19特定期間（2016年 5月18日～2016年11月17日）	3.3
第20特定期間（2016年11月18日～2017年 5月17日）	17.0
第21特定期間（2017年 5月18日～2017年11月17日）	0.0
第22特定期間（2017年11月18日～2018年 5月17日）	2.9
第23特定期間（2018年 5月18日～2018年11月19日）	5.9
第24特定期間（2018年11月20日～2019年 5月17日）	1.2

（注）収益率は、特定期間末分配付基準価額（特定期間中の分配金を加算した額）から前特定期間末分配落基準価額を控除した額を前特定期間末分配落基準価額で除したものをいいます。なお、第1特定期間については、前特定期間末基準価額を1万口当たり10,000円として計算しています。

（４）【設定及び解約の実績】

（単位：口）

特定期間	設定口数	解約口数	残存口数
第1特定期間（2007年 5月31日～2007年11月19日）	39,879,345,154	343,700,716	39,535,644,438
第2特定期間（2007年11月20日～2008年 5月19日）	29,951,179,150	1,330,446,991	68,156,376,597
第3特定期間（2008年 5月20日～2008年11月17日）	9,754,576,519	6,801,063,208	71,109,889,908
第4特定期間（2008年11月18日～2009年 5月18日）	2,690,368,660	9,961,498,281	63,838,760,287
第5特定期間（2009年 5月19日～2009年11月17日）	5,958,176,809	14,296,999,373	55,499,937,723
第6特定期間（2009年11月18日～2010年 5月17日）	25,145,247,117	2,803,239,542	77,841,945,298
第7特定期間（2010年 5月18日～2010年11月17日）	12,754,796,760	2,538,136,463	88,058,605,595
第8特定期間（2010年11月18日～2011年 5月17日）	13,746,013,819	5,653,069,126	96,151,550,288
第9特定期間（2011年 5月18日～2011年11月17日）	25,733,155,222	17,755,556,043	104,129,149,467
第10特定期間（2011年11月18日～2012年 5月17日）	6,499,065,611	29,325,560,891	81,302,654,187
第11特定期間（2012年 5月18日～2012年11月19日）	2,105,100,192	28,145,599,346	55,262,155,033
第12特定期間（2012年11月20日～2013年 5月17日）	7,187,265,691	14,682,823,478	47,766,597,246
第13特定期間（2013年 5月18日～2013年11月18日）	2,238,669,728	8,650,370,220	41,354,896,754
第14特定期間（2013年11月19日～2014年 5月19日）	1,040,150,263	7,092,143,448	35,302,903,569
第15特定期間（2014年 5月20日～2014年11月17日）	832,726,750	3,576,563,740	32,559,066,579
第16特定期間（2014年11月18日～2015年 5月18日）	665,594,410	2,294,170,408	30,930,490,581
第17特定期間（2015年 5月19日～2015年11月17日）	622,713,990	2,867,787,384	28,685,417,187
第18特定期間（2015年11月18日～2016年 5月17日）	648,736,593	2,467,630,824	26,866,522,956
第19特定期間（2016年 5月18日～2016年11月17日）	1,186,159,906	2,371,547,324	25,681,135,538
第20特定期間（2016年11月18日～2017年 5月17日）	1,004,994,372	2,283,161,513	24,402,968,397
第21特定期間（2017年 5月18日～2017年11月17日）	747,738,416	2,395,392,781	22,755,314,032
第22特定期間（2017年11月18日～2018年 5月17日）	796,646,471	2,138,432,238	21,413,528,265
第23特定期間（2018年 5月18日～2018年11月19日）	1,120,595,347	2,852,814,319	19,681,309,293
第24特定期間（2018年11月20日～2019年 5月17日）	685,578,912	1,134,763,880	19,232,124,325

（注1）第1特定期間の設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

（注2）上記数字は全て本邦内における設定および解約の実績です。

参考情報

3 運用実績

(2019年6月28日現在)

基準価額・純資産総額の推移 (設定日(2007年5月31日)～2019年6月28日)



(注1) 基準価額、基準価額(分配金込み)は、1万口当たり運用管理費用(信託報酬)控除後です。
 (注2) 基準価額(分配金込み)は、税引き前収益分配金を分配時に再投資したものと計算しています。

2019年6月28日現在

基準価額	4,373円
純資産総額	83.6億円

分配の推移

2019年 2月	20円
2019年 3月	20円
2019年 4月	20円
2019年 5月	20円
2019年 6月	20円
直近1年間累計	270円
設定来累計	5,730円

(注) 1万口当たり、税引き前

主要な資産の状況

	銘柄名	国/地域	種類	投資比率 (%)
1	世界新興国ソブリン・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	100.05

世界新興国ソブリン・マザーファンド

組入上位10銘柄

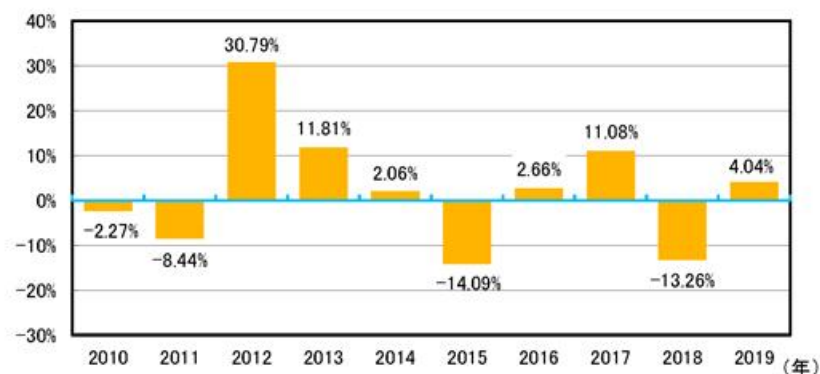
	銘柄名	国/地域	種類	投資比率 (%)
1	NOTA DO TESOURO NACIONAL	ブラジル	国債証券	6.56
2	5.85% ROMANIA GOVT 04/23	ルーマニア	国債証券	6.48
3	7% RFLB 8/23	ロシア	国債証券	5.23
4	7% REP SOUTH AFRICA 2/31	南アフリカ	国債証券	4.98
5	8.15% RUSSIA GOVT 2/27	ロシア	国債証券	4.94
6	10.5% SAGB 12/21/2026	南アフリカ	国債証券	4.03
7	7.19% PETROLEOS ME 9/24	メキシコ	特殊債券	3.84
8	7.05% RUSSIA GOVT 1/28	ロシア	国債証券	3.30
9	2.5% POLAND GOVT BON7/26	ポーランド	国債証券	3.29
10	10.4% TURKEY GOVBO 03/24	トルコ	国債証券	2.77

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

種類別組入比率

種類	投資比率 (%)
国債証券	86.50
特殊債券	8.99
社債券	1.80
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)	2.71
合計	100.00

年間収益率の推移 (暦年ベース)



(注) ファンドの収益率は、税引き前収益分配金を分配時に再投資したものと計算しています。
 2019年は6月末までの収益率です。

- ・ 運用実績等について、別途月次等で開示している場合があります。この場合、委託会社のホームページで閲覧することができます。
- ・ 運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

(1) 取扱時間

申込みの受付は原則として午後3時までとし、受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとなります。ただし、ニューヨークの証券取引所あるいはニューヨークの銀行の休業日の場合には、お申込みできません。

（２）受益権の申込み

取得申込みには、収益分配金の受取方法により、収益の分配時に収益分配金を受取るコース（以下「一般コース」といいます。販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）と、収益分配金が税引き後無手数料で再投資されるコース（以下「自動継続投資コース」といいます。販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）の2つのコースがあります。

申込単位は、販売会社が定める単位とします。

自動継続投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得のお申込みに応じます。

申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

一般コースの場合、申込金額（申込価額に取得申込口数を乗じて得た金額）と合わせて申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額をお支払いいただきます。

自動継続投資コースの場合、申込代金をご指定いただき、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等に相当する金額を申込代金の中から差引かせていただきます。

ご購入代金のお支払いに関しては、販売会社までお問い合わせください。

取扱コースおよび申込単位は、販売会社によって異なります。詳しくは、販売会社までお問い合わせください。

（委託会社の照会先）

B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

電話番号（代表）03-6756-4600（営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ <http://www.bnymellonam.jp/>

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行います。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行います。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

（３）取得申込みの中止

証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を延期または中止すること、ならびにすでに受付けた取得申込みの受付を取消することができます。

２【換金（解約）手続等】

（１）換金（解約）の受付

受益者は、自己に帰属する受益権につき、販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。その場合、振替受益権をもって行うものとします。

委託会社は、上記の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、ニューヨークの証券取引所あるいはニューヨークの銀行が休業日の場合には、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。

一部解約の実行の請求の受付は、原則として午後3時までとし、受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとなります。

上記の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日の基準価額とします。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行うため、委託会社の判断により、大口の換金の場合には制限を設けさせていただく場合があります。

販売会社の換金単位については、販売会社までお問い合わせください。

換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

(2) 解約の手取額

受益者の手取額は、一部解約の価額から、解約にかかる税金を差引いた金額となります。解約代金は、解約の請求受付日から起算して、原則として、6営業日目から販売会社の本・支店および営業所等で支払われます。

(3) 解約受け付けの中止

証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。その場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の解約の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の請求を撤回しない場合には、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその請求を受け付けたものとして取扱います。

(4) 買取り

販売会社は、受益者の請求があるときは、受益者の有する受益権につき、販売会社の定める単位をもってその受益権を買取ることができます。

買取りの有無ならびに手続きの詳細については、販売会社までお問い合わせください。

(5) 償還時の受取り額

償還価額は、信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額です。受益者の受取金額は、償還価額から、償還にかかる税金を差引いた金額です。償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として、信託終了日（信託終了日が休業日の場合には翌営業日））から起算して5営業日目までとします。）から販売会社の本・支店および営業所等で受益者に支払います。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算定

当ファンドの基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。基準価額は便宜上、1万口当たりをもって表示されることがあります。

なお、外貨建資産の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

<参考> 主要投資対象の評価方法

マザーファンド 受益証券	基準価額で評価しております。
-----------------	----------------

基準価額の算出と公表

基準価額（1万口当たり）は、毎営業日に算出され、販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができるほか、翌日の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に「世界新興」として掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

（委託会社の照会先）

B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

電話番号（代表）03-6756-4600（営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ <http://www.bnymellonam.jp/>

(2)【保管】

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、該当事項はありません。

(3)【信託期間】

当ファンドの信託期間は、無期限です。ただし、下記「（5）その他 ファンドの解約または償還条件等」に該当する場合には、信託は終了します。

(4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎月18日から翌月17日までとします。ただし、第1計算期間は、2007年5月31日から2007年7月17日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日（「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。最終計算期間の

終了日は、下記「（５）その他 ファンドの解約または償還条件等」に定める信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

ファンドの解約または償還条件等

a．信託契約の解約

- 1．委託会社は、信託期間中において、この信託の純資産総額が30億円を下回ることとなった場合、もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- 2．委託会社は、上記1．の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 3．上記2．の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- 4．上記3．の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記1．の信託契約の解約をしません。
- 5．委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 6．上記3．から5．までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記3．の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

b．監督官庁の命令等による信託契約の解約

委託会社は、次の事由が生じたときは、この信託契約を解約し信託を終了させます。

- ・委託会社が、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
- ・委託会社が、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき
- ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は下記「 信託約款の変更等 e . 」に該当する場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。
- ・受託会社の辞任または解任に際し新受託会社を選任できないとき

信託約款の変更等

- a．委託会社は、監督官庁より信託約款の変更の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託約款を変更します。この際、下記b．からf．の規定にしたがいます。
- b．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
- c．委託会社は、上記b．の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- d．上記c．の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- e．上記d．の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記b．の信託約款の変更をしません。
- f．委託会社は、この信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- g．受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は上記b．からf．の規定にしたがい新受託会社を選任します。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

その他の契約の変更

a．募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の投資信託受益権の取扱い等に関する契約書は、当事者の別段の意思表示のない限り、原則として1年ごとに自動的に更新され、また当事者の合意により変更することができます。

b．投資顧問契約

投資顧問契約は、当事者間の合意により変更することができます。投資顧問契約の終了または変更は、その内容が重大なものについて、上記「 信託約款の変更等」の規定にしたがって信託約款を変更します。

信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。

信託業務の委託等

- a．受託会社は、委託会社と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託会社の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- 1．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 2．委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- 3．委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
- 4．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

- b．受託会社は、上記a．に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記a．に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

- c．上記a．およびb．にかかわらず、受託会社は、下記1．から4．までに掲げる業務（裁量性のないものに限り、）を、受託会社および委託会社が適当と認める者（受託会社の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

- 1．信託財産の保存にかかる業務
- 2．信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
- 3．委託会社のみの方針により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
- 4．受託会社が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

- d．上記c．の業務にかかる費用は受益者の負担とし、信託財産中から支払います。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- a．委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- b．委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

運用報告書の作成および交付

- a．委託会社は、毎特定期間（原則として、毎年5月18日から11月17日までおよび11月18日から翌年5月17日まで）終了後および償還時に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。

- b．交付運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第4項に定めるものをいいます。）は、販売会社を通じて受益者に交付します。

- c．運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書をいいます。）は、委託会社のホームページに掲載します。

委託会社のホームページ <http://www.bnymellonam.jp/>

- d．上記c．の規定にかかわらず、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

(1) 収益分配金の請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。ただし、収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金の請求権

受益者は、償還金を持分にに応じて委託会社に請求する権利を有します。償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として、信託終了日（信託終了日が休業日の場合は翌営業日））から起算して5営業日目までとします。）から受益者に支払われます。償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

（３）換金（信託の一部解約の実行）請求権

受益者は、受益権の一部解約の実行により、委託会社に換金を請求することができます。

（４）信託契約の解約または信託約款の変更に対する反対者の買取請求権

信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、この場合の受益権の買取価額は、公正な価格（当該受益権の解約価額に準じて計算された価額）とします。

（５）帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は、6ヵ月未満であるため財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第24特定期間（第138期から第143期（2018年11月20日から2019年5月17日まで））の財務諸表について、P w C あらた有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

メロン世界新興国ソブリン・ファンド

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第23特定期間末 (第137期計算期間末) (2018年11月19日現在)	第24特定期間末 (第143期計算期間末) (2019年5月17日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	1,353,643	9,286,969
親投資信託受益証券	8,652,825,666	8,124,134,535
未収入金	122,180,038	55,833,426
流動資産合計	8,776,359,347	8,189,254,930
資産合計	8,776,359,347	8,189,254,930
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	39,362,618	38,464,248
未払解約金	63,198,186	8,505,014
未払受託者報酬	427,511	368,178
未払委託者報酬	13,680,289	11,781,714
その他未払費用	160,060	155,547
流動負債合計	116,828,664	59,274,701
負債合計	116,828,664	59,274,701
純資産の部		
元本等		
元本	19,681,309,293	19,232,124,325
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	11,021,778,610	11,102,144,096
（分配準備積立金）	504,880,631	524,749,333
元本等合計	8,659,530,683	8,129,980,229
純資産合計	8,659,530,683	8,129,980,229
負債純資産合計	8,776,359,347	8,189,254,930

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第23特定期間 (第132期から第137期) (自 2018年 5月18日 至 2018年11月19日)	第24特定期間 (第138期から第143期) (自 2018年11月20日 至 2019年 5月17日)
営業収益		
有価証券売買等損益	530,172,751	23,632,096
営業収益合計	530,172,751	23,632,096
営業費用		
受託者報酬	2,555,593	2,259,203
委託者報酬	81,778,932	72,294,561
その他費用	925,453	929,601
営業費用合計	85,259,978	75,483,365
営業利益又は営業損失()	615,432,729	99,115,461
経常利益又は経常損失()	615,432,729	99,115,461
当期純利益又は当期純損失()	615,432,729	99,115,461
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	1,952,123	2,041,603
期首剰余金又は期首欠損金()	11,030,640,376	11,021,778,610
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,584,649,818	633,852,955
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,584,649,818	633,852,955
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	619,747,155	384,585,808
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	619,747,155	384,585,808
分配金	342,560,291	232,558,775
期末剰余金又は期末欠損金()	11,021,778,610	11,102,144,096

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	・ 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	・ 特定期間の取扱い 当ファンドの特定期間は、前特定期間末日が休業日のため、2018年11月20日から2019年5月17日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第23特定期間末 (第137期計算期間末) (2018年11月19日現在)	第24特定期間末 (第143期計算期間末) (2019年5月17日現在)
1. 受益権の総数	19,681,309,293口	19,232,124,325口
2. 元本の欠損 「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第55条の6第10号に規定する額	11,021,778,610円	11,102,144,096円
3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.4400円 (4,400円)	0.4227円 (4,227円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第23特定期間 (第132期から第137期) (自 2018年 5月18日 至 2018年11月19日)	第24特定期間 (第138期から第143期) (自 2018年11月20日 至 2019年 5月17日)
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に、当該親投資信託の信託財産の純資産総額に応じて以下の率を乗じて得た額 50億円以下の部分 年0.3750% 50億円超100億円以下の部分 年0.35625% 100億円超の部分 年0.3375%	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 同左
2. 分配金の計算過程 第132期 (2018年5月18日から2018年6月18日まで) 計算期末における費用控除後の配当等収益(48,515,829円)、費用控除後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定する収益調整金(479,669,028円)及び分配準備積立金(592,750,752円)より、分配可能額は1,120,935,609円(1万口当たり529.56円)であり、うち74,083,268円(1万口当たり35円)を分配金額としております。	2. 分配金の計算過程 第138期 (2018年11月20日から2018年12月17日まで) 計算期末における費用控除後の配当等収益(36,517,210円)、費用控除後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定する収益調整金(471,670,754円)及び分配準備積立金(498,567,488円)より、分配可能額は1,006,755,452円(1万口当たり515.69円)であり、うち39,044,076円(1万口当たり20円)を分配金額としております。
第133期 (2018年6月19日から2018年7月17日まで) 計算期末における費用控除後の配当等収益(44,146,515円)、費用控除後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定する収益調整金(483,628,926円)及び分配準備積立金(560,286,528円)より、分配可能額は1,088,061,969円(1万口当たり515.67円)であり、うち73,848,826円(1万口当たり35円)を分配金額としております。	第139期 (2018年12月18日から2019年1月17日まで) 計算期末における費用控除後の配当等収益(31,573,511円)、費用控除後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定する収益調整金(475,896,936円)及び分配準備積立金(492,890,184円)より、分配可能額は1,000,360,631円(1万口当たり511.97円)であり、うち39,078,314円(1万口当たり20円)を分配金額としております。

第134期

(2018年7月18日から2018年8月17日まで)

計算期末における費用控除後の配当等収益(97,774,965円)、費用控除後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定する収益調整金(488,087,773円)及び分配準備積立金(520,593,844円)より、分配可能額は1,106,456,582円(1万口当たり527.87円)であり、うち73,360,900円(1万口当たり35円)を分配金額としております。

第135期

(2018年8月18日から2018年9月18日まで)

計算期末における費用控除後の配当等収益(37,896,150円)、費用控除後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定する収益調整金(488,475,624円)及び分配準備積立金(535,292,106円)より、分配可能額は1,061,663,880円(1万口当たり511.38円)であり、うち41,520,789円(1万口当たり20円)を分配金額としております。

第136期

(2018年9月19日から2018年10月17日まで)

計算期末における費用控除後の配当等収益(40,165,753円)、費用控除後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定する収益調整金(480,784,136円)及び分配準備積立金(511,819,307円)より、分配可能額は1,032,769,196円(1万口当たり511.46円)であり、うち40,383,890円(1万口当たり20円)を分配金額としております。

第137期

(2018年10月18日から2018年11月19日まで)

計算期末における費用控除後の配当等収益(49,395,970円)、費用控除後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定する収益調整金(472,980,316円)及び分配準備積立金(494,847,279円)より、分配可能額は1,017,223,565円(1万口当たり516.82円)であり、うち39,362,618円(1万口当たり20円)を分配金額としております。

第140期

(2019年1月18日から2019年2月18日まで)

計算期末における費用控除後の配当等収益(98,346,704円)、費用控除後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定する収益調整金(475,544,393円)及び分配準備積立金(480,345,805円)より、分配可能額は1,054,236,902円(1万口当たり542.91円)であり、うち38,834,248円(1万口当たり20円)を分配金額としております。

第141期

(2019年2月19日から2019年3月18日まで)

計算期末における費用控除後の配当等収益(39,592,739円)、費用控除後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定する収益調整金(475,203,348円)及び分配準備積立金(532,902,981円)より、分配可能額は1,047,699,068円(1万口当たり543.61円)であり、うち38,544,989円(1万口当たり20円)を分配金額としております。

第142期

(2019年3月19日から2019年4月17日まで)

計算期末における費用控除後の配当等収益(33,910,197円)、費用控除後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定する収益調整金(479,803,633円)及び分配準備積立金(530,855,532円)より、分配可能額は1,044,569,362円(1万口当たり541.30円)であり、うち38,592,900円(1万口当たり20円)を分配金額としております。

第143期

(2019年4月18日から2019年5月17日まで)

計算期末における費用控除後の配当等収益(42,399,662円)、費用控除後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定する収益調整金(482,176,161円)及び分配準備積立金(520,813,919円)より、分配可能額は1,045,389,742円(1万口当たり543.55円)であり、うち38,464,248円(1万口当たり20円)を分配金額としております。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品の運用をしております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権・金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(3)注記表」及び「(4)附属明細表」に記載しております。これらは、有価証券の運用による信用リスク、市場リスク(為替リスク・金利リスク・価格変動リスク・流動性リスク)に晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては投資リスク管理に関する委員会を設け、運用リスクの管理を行っております。コンプライアンス・リスク管理部門は運用リスクの管理において、信託約款等の遵守状況や、市場リスク及び信用リスク等のモニターを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行っております。

金融商品の時価等に関する事項

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありません。
--------------------	--

2. 時価の算定方法	(1) 親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	(2) 金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第23特定期間 (第132期から第137期) (自 2018年 5月18日 至 2018年11月19日)	第24特定期間 (第138期から第143期) (自 2018年11月20日 至 2019年 5月17日)
	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	1,365,421	337,403,849
合計	1,365,421	337,403,849

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本額の変動

項目	第23特定期間末 (第137期計算期間末) (2018年11月19日現在)	第24特定期間末 (第143期計算期間末) (2019年5月17日現在)
期首元本額	21,413,528,265円	19,681,309,293円
期中追加設定元本額	1,120,595,347円	685,578,912円
期中一部解約元本額	2,852,814,319円	1,134,763,880円

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表（2019年5月17日現在）

(イ) 株式

該当事項はありません。

(ロ) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	口数	評価額(円)	備考
親投資信託 受益証券	世界新興国ソブリン・ マザーファンド	6,445,168,215	8,124,134,535	
合計		6,445,168,215	8,124,134,535	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

世界新興国ソブリン・マザーファンド

当ファンドは、「世界新興国ソブリン・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、2019年5月17日現在における同親投資信託の状況は次の通りです。

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

（単位：円）

	（2018年11月19日現在）	（2019年5月17日現在）
資産の部		
流動資産		
預金	528,682,804	28,522,225
金銭信託	192,384,904	27,931,684
国債証券	7,759,700,911	7,565,692,521
特殊債券	892,191,242	831,177,149
社債券	156,977,310	156,880,334
派生商品評価勘定	157,513,501	32,620,667
未収入金	-	44,359,104
未収利息	134,729,869	143,778,505
前払費用	4,385,470	1,563,959
流動資産合計	9,826,566,011	8,832,526,148
資産合計	9,826,566,011	8,832,526,148
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	117,343,016	43,199,832
未払解約金	122,180,038	58,333,426
受入担保金	31,564,400	-
その他未払費用	11,518	341
流動負債合計	271,098,972	101,533,599
負債合計	271,098,972	101,533,599
純資産の部		
元本等		
元本	7,552,646,910	6,926,439,857
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	2,002,820,129	1,804,552,692
元本等合計	9,555,467,039	8,730,992,549
純資産合計	9,555,467,039	8,730,992,549
負債純資産合計	9,826,566,011	8,832,526,148

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	・ 国債証券、特殊債券、社債券 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売り気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額のいずれかで評価しております。 - 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	・ 為替先渡取引（直物為替先渡取引を含む） 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとしております。 ・ 外国為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、開示対象ファンドの特定期間末日において、わが国における対顧客先物相場の仲値を適用して計算しております。ただし、為替予約取引のうち対顧客先物相場が発表されていない通貨については、対顧客相場の仲値によって計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	・ 外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条に基づいて処理しております。 ・ 貸借対照表は、2019年5月17日現在のものであります。当該親投資信託の計算期間は原則として毎年5月18日から翌年5月17日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	（2018年11月19日現在）	（2019年5月17日現在）
1. 受益権の総数	7,552,646,910口	6,926,439,857口
2. 1口当たり純資産額	1.2652円	1.2605円
（1万口当たり純資産額）	（12,652円）	（12,605円）

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品の運用をしております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権・金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「注記表」及び「附属明細表」に記載しております。これらは、有価証券の運用による信用リスク、市場リスク（為替リスク・金利リスク・価格変動リスク・流動性リスク）に晒されております。 デリバティブ取引には、為替先渡取引、為替予約取引が含まれており、当ファンドはこれらのデリバティブ取引により決済不履行リスク及び市場リスク（為替リスク・金利リスク・価格変動リスク・流動性リスク）に晒されております。これらのデリバティブ取引は投資信託財産に属する資産の為替リスク及び価格変動リスクを回避する目的のみならず、効率的で長期的な運用に資する目的で用いられることもあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては投資リスク管理に関する委員会を設け、運用リスクの管理を行っております。コンプライアンス・リスク管理部門は運用リスクの管理において、信託約款等の遵守状況や、市場リスク及び信用リスク等のモニターを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行っております。

金融商品の時価等に関する事項

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 国債証券、特殊債券、社債券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。 (3) 金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	（ 自 2018年 5月18日 至 2018年11月19日 ）	（ 自 2018年11月20日 至 2019年 5月17日 ）
	当期間の損益に含まれた 評価差額（円）	当期間の損益に含まれた 評価差額（円）
国債証券	172,113,323	37,374,336
特殊債券	45,315,662	52,695,622
社債券	14,095,785	3,140,286
合 計	231,524,770	93,210,244

（注）「当期間」とは親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの特定期間末日までの期間を指しております。

（デリバティブ取引に関する注記）

（通貨関連）

区分	種類	(2018年11月19日現在)			
		契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
		うち1年超			

市場取引 以外の取引	為替先渡取引 買建				
	アルゼンチンペソ	253,224,638	-	256,178,925	2,954,287
	ブラジルリアル	299,384,422	-	312,877,324	13,492,902
	コロンビアペソ	10,555,788	-	10,641,377	85,589
	インドネシアルピア	91,799,548	-	97,407,905	5,608,357
	マレーシアリングgit	615,949,051	-	612,463,488	3,485,563
	ペルーヌエボソル	132,376,091	-	130,580,447	1,795,644
	ロシアルーブル	134,995,193	-	140,482,274	5,487,081
	台湾ドル	301,557,098	-	298,839,467	2,717,631
	売建				
	アルゼンチンペソ	636,112,267	-	620,636,414	15,475,853
	ブラジルリアル	85,355,328	-	84,074,521	1,280,807
	チリペソ	115,670,570	-	119,274,401	3,603,831
	コロンビアペソ	45,055,150	-	43,920,919	1,134,231
	インドルピー	55,099,166	-	54,869,223	229,943
	韓国ウォン	141,767,544	-	139,976,195	1,791,349
	マレーシアリングgit	106,116,672	-	104,832,461	1,284,211
	ペルーヌエボソル	163,509,312	-	161,235,068	2,274,244
	フィリピンペソ	318,669,023	-	326,702,238	8,033,215
	ロシアルーブル	14,278,058	-	14,175,855	102,203
	台湾ドル	302,542,806	-	299,314,861	3,227,945
	為替予約取引 買建				
	米ドル	2,392,336,695	-	2,404,174,026	11,837,331
	メキシコペソ	758,596,992	-	737,812,000	20,784,992
	ユーロ	573,257,852	-	574,886,700	1,628,848
	トルコリラ	96,109,365	-	120,455,200	24,345,835
	チェココルナ	925,792,441	-	909,256,400	16,536,041
	ハンガリーフォリント	503,892,605	-	510,457,032	6,564,427
	ポーランドズロチ	50,831,266	-	50,328,200	503,066
	シンガポールドル	155,678,434	-	157,850,000	2,171,566
	タイバーツ	95,183,972	-	91,998,000	3,185,972
	南アフリカランド	54,365,085	-	56,000,000	1,634,915
	売建				
	米ドル	2,944,147,021	-	2,958,407,708	14,260,687
	メキシコペソ	553,115,350	-	530,729,800	22,385,550
	ユーロ	282,343,991	-	281,232,567	1,111,424
	チェココルナ	65,258,400	-	63,330,800	1,927,600
	ハンガリーフォリント	195,486,345	-	198,485,316	2,998,971
	ポーランドズロチ	140,089,950	-	138,923,700	1,166,250
	ルーマニアレイ	512,419,600	-	504,533,400	7,886,200
	香港ドル	701,557,000	-	712,960,400	11,403,400
	シンガポールドル	20,220,000	-	20,500,000	280,000
	タイバーツ	95,174,250	-	96,016,500	842,250
	南アフリカランド	96,232,800	-	102,720,000	6,487,200
合計		-	-	-	40,170,485

（注）時価の算定方法

- 為替先渡取引については、以下のように評価しております。
為替先渡取引の残高表示は、想定元本に基づいて表示しております。
為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 為替予約取引については、以下のように評価しております。
本書における開示対象ファンドの特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - 同期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 - 同期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 同期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 同期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

同期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、同期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

区分	種類	(2019年5月17日現在)			
		契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超		
市場取引 以外の取引	為替先渡取引				
	買建				
	ブラジルリアル	228,980,181	-	216,710,644	12,269,537
	チリペソ	2,871,996	-	2,837,808	34,188
	インドルピー	36,697,687	-	36,817,177	119,490
	マレーシアリングット	439,204,083	-	439,679,811	475,728
	ペルーヌエボソル	14,221,419	-	14,217,897	3,522
	売建				
	アルゼンチンペソ	302,094,975	-	294,400,691	7,694,284
	ブラジルリアル	17,653,287	-	17,216,608	436,679
	コロンビアペソ	96,659,740	-	96,238,492	421,248
	インドネシアルピア	101,054,217	-	101,083,447	29,230
	韓国ウォン	43,080,855	-	42,658,839	422,016
	ペルーヌエボソル	175,682,970	-	174,913,197	769,773
	フィリピンペソ	78,555,017	-	78,409,625	145,392
	ロシアルーブル	148,040,957	-	150,232,166	2,191,209
	為替予約取引				
	買建				
	米ドル	1,430,440,273	-	1,422,436,485	8,003,788
	メキシコペソ	205,406,616	-	203,327,450	2,079,166
	ユーロ	363,908,009	-	352,665,600	11,242,409
	チェココルナ	791,910,726	-	788,880,000	3,030,726
	ハンガリーフォリント	184,620,012	-	181,552,277	3,067,735
	ルーマニアレイ	31,747,937	-	31,451,100	296,837
	シンガポールドル	134,126,980	-	133,464,000	662,980
	売建				
	米ドル	1,587,607,966	-	1,577,089,093	10,518,873
	チリペソ	9,594,936	-	9,600,993	6,057
	ペルーヌエボソル	8,931,097	-	8,971,706	40,609
	ユーロ	179,816,214	-	179,602,088	214,126
	トルコリラ	8,945,280	-	8,891,156	54,124
	チェココルナ	8,788,549	-	8,788,549	-
	ポーランドズロチ	87,865,161	-	87,004,966	860,195
	ルーマニアレイ	280,346,200	-	276,667,400	3,678,800
	香港ドル	693,128,400	-	691,145,200	1,983,200
	タイバーツ	97,628,450	-	97,065,750	562,700
	南アフリカランド	221,508,300	-	217,486,100	4,022,200
合計		-	-	-	10,579,165

(注) 時価の算定方法

1. 為替先渡取引については、以下のように評価しております。
為替先渡取引の残高表示は、想定元本に基づいて表示しております。
為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
2. 為替予約取引については、以下のように評価しております。
本書における開示対象ファンドの特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
(1) 同期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

(2) 同期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・同期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・同期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

同期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、同期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

本書における開示対象ファンドの特定期間における元本額の変動

項目	(2018年11月19日現在)	(2019年5月17日現在)
期首元本額	8,348,390,651円	7,552,646,910円
期中追加設定元本額	519,255,998円	195,967,793円
期中一部解約元本額	1,314,999,739円	822,174,846円
期末元本額	7,552,646,910円	6,926,439,857円
元本の内訳(注)		
メロン世界新興国ソブリン・ファンド	6,839,097,112円	6,445,168,215円
メロン世界新興国ソブリン・ファンド (年1回決算型)	171,316,027円	152,040,552円
世界新興国ソブリン・ファンド(F0Fs用) (適格機関投資家専用)	542,233,771円	329,231,090円

(注) 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表(2019年5月17日現在)

(イ) 株式

該当事項はありません。

(ロ) 株式以外の有価証券

次表のとおりです。

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債 証券	アルゼンチン ペソ	16% REP OF ARGEN 10/23	9,800,000.00	7,056,000.00	
		4% ARGENTINE REPUB 3/20	24,365,000.00	34,184,095.00	
		5.83% ARGENTINA 12/33	5,691,000.00	43,393,875.00	
		ARGPOM FLOAT 6/20	27,695,000.00	31,641,537.50	
	計	銘柄数: 4 組入時価比率: 3.3%	67,551,000.00	116,275,507.50 (286,037,748) 3.3%	
	メキシコペソ	10% MEXICAN BONOS 11/36	10,965,000.00	12,590,122.65	
		7.75% MEXICAN BONOS 5/31	4,340,000.00	4,191,745.60	
	計	銘柄数: 2 組入時価比率: 1.1%	15,305,000.00	16,781,868.25 (96,663,561) 1.1%	
	ブラジル レアル	10% BRAZIL NTN-F 01/25	5,970,000.00	6,572,755.08	
		10% FEDERATIVE REP 01/27	1,950,000.00	2,146,653.60	
		NOTA DO TESOURO NACIONAL	18,850,000.00	20,700,410.25	
	計	銘柄数: 3 組入時価比率: 9.2%	26,770,000.00	29,419,818.93 (799,630,678) 9.3%	
	チリペソ	5.0% CHILE 03/35	705,000,000.00	777,951,285.00	

計	銘柄数：1 組入時価比率：1.4%	705,000,000.00	777,951,285.00 (123,305,278) 1.4%	
コロンビア ペソ	6% COLOMBIA TES 04/28	1,560,000,000.00	1,506,799,320.00	
計	銘柄数：1 組入時価比率：0.6%	1,560,000,000.00	1,506,799,320.00 (50,176,417) 0.6%	
ペルー ヌエボソル	5.94% REP OF PERU 02/29 6.15% REP OF PERU 8/32 6.35% REP OF PERU 8/28 6.95% REP OF PERU 08/31	4,645,000.00 2,570,000.00 4,365,000.00 4,910,000.00	4,902,588.47 2,704,259.37 4,735,370.25 5,523,033.14	
計	銘柄数：4 組入時価比率：6.8%	16,490,000.00	17,865,251.23 (592,054,425) 6.9%	
ウルグアイ ペソ	8.5% URUGUAY 3/28	14,720,000.00	12,365,197.44	
計	銘柄数：1 組入時価比率：0.4%	14,720,000.00	12,365,197.44 (38,579,416) 0.5%	
ドミニカペソ	8.9% DOMINICAN REP 2/23	10,000,000.00	9,999,970.00	
計	銘柄数：1 組入時価比率：0.2%	10,000,000.00	9,999,970.00 (21,699,934) 0.3%	
トルコリラ	10.4% TURKEY GOVBO 03/24 10.5% TURKEY GOVT B01/20 10.6% TURKGB GOVT 2/26 11% TURKEY GOVBO 02/27	16,685,000.00 15,051,913.00 6,820,000.00 5,115,000.00	11,412,540.00 13,847,759.96 4,748,084.00 3,480,757.50	
計	銘柄数：4 組入時価比率：7.0%	43,671,913.00	33,489,141.46 (606,823,243) 7.1%	
チェココルナ	1.0% CZECH REPUBLI 06/26 2.5% CZECH REPUBLIC 8/28	15,860,000.00 32,800,000.00	15,088,633.04 34,866,400.00	
計	銘柄数：2 組入時価比率：2.7%	48,660,000.00	49,955,033.04 (238,785,057) 2.8%	
ハンガリー フォリント	2.5% HUNGARY GOVT 10/24 2.75% HUNGARY GOVT 12/26 3% HUNGARY GOVT 06/24 6% HUNGARY GOVT 11/23	250,570,000.00 257,730,000.00 458,130,000.00 113,120,000.00	255,732,994.85 261,221,983.77 482,509,846.08 134,092,448.00	
計	銘柄数：4 組入時価比率：4.9%	1,079,550,000.00	1,133,557,272.70 (429,051,427) 5.0%	
ポーランド ズロチ	2.5%POLAND GOVT BON7/26 2.5%POLAND GOVT BON7/27 3.25%POLAND GOVT BON7/25 4% POLAND GOV BOND 10/23 5.75% POLGB 09/22	10,100,000.00 5,330,000.00 2,225,000.00 5,941,000.00 7,775,000.00	10,021,078.60 5,239,656.50 2,324,168.25 6,405,526.79 8,725,882.50	
計	銘柄数：5 組入時価比率：10.7%	31,371,000.00	32,716,312.64 (933,396,399) 10.9%	
ロシア ルーブル	7.05% RUSSIA GOVT 1/28 7% RFLB 8/23 8.15% RUSSIA GOVT 2/27	175,865,000.00 287,410,000.00 247,135,000.00	167,068,232.70 280,773,703.10 251,904,705.50	
計	銘柄数：3 組入時価比率：13.6%	710,410,000.00	699,746,641.30 (1,189,569,290) 13.9%	
ルーマニア	5.8% ROMANIA GOVT 07/27	3,990,000.00	4,273,469.55	

	レイ	5.85% ROMANIA GOVT 04/23	21,100,000.00	22,345,111.00	
	計	銘柄数：2 組入時価比率：7.9%	25,090,000.00	26,618,580.55 (687,025,563) 8.0%	
	マレーシア リンギット	3.844% MALAYSIA GO 04/33 3.9% MALAYSIA GO 11/26 4.181% MALAYSIA GO 07/24	5,090,000.00 870,000.00 3,837,000.00	4,908,561.86 872,728.32 3,923,815.96	
	計	銘柄数：3 組入時価比率：2.9%	9,797,000.00	9,705,106.14 (255,826,597) 3.0%	
	タイバーツ	2.125% THAILAND GOV12/26	29,435,000.00	29,031,975.98	
	計	銘柄数：1 組入時価比率：1.2%	29,435,000.00	29,031,975.98 (100,740,956) 1.2%	
	インドネシア ルピア	8.25% INDONESIA 05/36 8.375% INDONESIA GOV'T9/26	13,100,000,000.00 67,000,000.00	12,920,045,300.00 69,009,129.00	
	計	銘柄数：2 組入時価比率：1.1%	13,167,000,000.00	12,989,054,429.00 (98,716,813) 1.2%	
	南アフリカ ランド	10.5% SAGB 12/21/2026 7.25% REP SOUTH AFR 1/20 7% REP SOUTH AFRICA 2/31 8.75% REP SOUTH AFR 2/48	40,035,000.00 3,380,000.00 62,165,000.00 35,100,000.00	44,530,930.50 3,400,922.20 52,389,553.75 31,835,700.00	
	計	銘柄数：4 組入時価比率：11.7%	140,680,000.00	132,157,106.45 (1,017,609,719) 11.9%	
	小計			7,565,692,521 (7,565,692,521)	
特殊 債券	アルゼンチン ペソ	BUEAIR FLOAT 2/28 BUEAIR FLOAT 3/24 BUENOS FLOAT 04/25 BUENOS FLOAT 5/22	9,930,000.00 29,325,000.00 35,270,000.00 24,903,000.00	8,688,750.00 24,779,625.00 28,568,700.00 21,665,610.00	
	計	銘柄数：4 組入時価比率：2.4%	99,428,000.00	83,702,685.00 (205,908,605) 2.4%	
	メキシコ ペソ	7.19% PETROLEOS ME 9/24 7.35% COMISION FED 11/25 7.65% PETROLEOS ME 11/21	74,025,000.00 10,480,000.00 12,785,000.00	62,750,992.50 9,222,400.00 12,049,478.95	
	計	銘柄数：3 組入時価比率：5.5%	97,290,000.00	84,022,871.45 (483,971,739) 5.7%	
	インドルピー	6.3% INTERNATIONAL 11/24	37,000,000.00	35,349,800.00	
	計	銘柄数：1 組入時価比率：0.6%	37,000,000.00	35,349,800.00 (55,852,684) 0.7%	
	カザフスタン テンゲ	8.95%DEVELOPMENTBANK5/23	66,750,000.00	66,560,096.25	
	計	銘柄数：1 組入時価比率：0.2%	66,750,000.00	66,560,096.25 (19,309,083) 0.2%	
	南アフリカ ランド	9.5% TRANSNET LTD 05/21	8,440,000.00	8,588,966.00	
	計	銘柄数：1 組入時価比率：0.8%	8,440,000.00	8,588,966.00 (66,135,038) 0.8%	
	小計			831,177,149 (831,177,149)	
社債券	コロンビア	7.625% EMPRESAS PUB 9/24	1,061,000,000.00	1,054,706,148.00	

	ペソ	8.375% EMPRESAS PUB11/27	3,590,000,000.00	3,656,415,000.00	
	計	銘柄数：2 組入時価比率：1.8%	4,651,000,000.00	4,711,121,148.00 (156,880,334) 1.8%	
	小計			156,880,334 (156,880,334)	
	合計			8,553,750,004 (8,553,750,004)	

外貨建有価証券明細表注記

1. 通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。
2. 合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
3. 比率は左より組入時価の純資産に対する比率及び有価証券の合計金額に対する比率であります。
4. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率(%)	合計金額に 対する比率(%)
アルゼンチンペソ	国債証券 4銘柄	3.3	5.8
	特殊債券 4銘柄	2.4	
メキシコペソ	国債証券 2銘柄	1.1	6.8
	特殊債券 3銘柄	5.5	
ブラジルリアル	国債証券 3銘柄	9.2	9.3
チリペソ	国債証券 1銘柄	1.4	1.4
コロンビアペソ	国債証券 1銘柄	0.6	2.4
	社債券 2銘柄	1.8	
ペルーヌエボソル	国債証券 4銘柄	6.8	6.9
ウルグアイペソ	国債証券 1銘柄	0.4	0.5
ドミニカペソ	国債証券 1銘柄	0.2	0.3
トルコリラ	国債証券 4銘柄	7.0	7.1
チェココルナ	国債証券 2銘柄	2.7	2.8
ハンガリーフォリント	国債証券 4銘柄	4.9	5.0
ポーランドズロチ	国債証券 5銘柄	10.7	10.9
ロシアルーブル	国債証券 3銘柄	13.6	13.8
ルーマニアレイ	国債証券 2銘柄	7.9	8.0
マレーシアリングgit	国債証券 3銘柄	2.9	3.0
タイバーツ	国債証券 1銘柄	1.2	1.2
インドネシアルピア	国債証券 2銘柄	1.1	1.2
インドルピー	特殊債券 1銘柄	0.6	0.7
カザフスタンテンゲ	特殊債券 1銘柄	0.2	0.2
南アフリカランド	国債証券 4銘柄	11.7	12.7
	特殊債券 1銘柄	0.8	

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（2019年6月28日現在）

資産総額	8,377,112,090円
負債総額	13,298,573円
純資産総額（ - ）	8,363,813,517円
発行済数量	19,124,934,449口
1単位当たり純資産額（ / ）	0.4373円
（1万口当たり純資産額）	（4,373円）

（参考）世界新興国ソブリン・マザーファンド

（2019年6月28日現在）

資産総額	9,133,136,962円
負債総額	140,848,399円
純資産総額（ - ）	8,992,288,563円
発行済数量	6,849,691,798口
1単位当たり純資産額（ / ）	1.3128円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）投資信託受益証券の名義書換等

該当事項はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（2）受益者等に対する特典

ありません。

（3）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（4）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（5）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（6）償還金

償還金は、原則として、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。

（7）質権口記載または記録の受益権の取扱について

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払等については、信託約款の規定のほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（2019年7月末現在）

資本金 7億9,500万円

発行可能株式総数 20,000株

発行済株式総数 15,900株

最近5年における主な資本金の額の増減

最近5年における資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の機構（2019年7月末現在）

取締役会

3名以上の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、発行済株式総数の過半数を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の過半数の賛成をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠または増員により選任された取締役の任期は、その他の取締役の残任期間と同一とします。

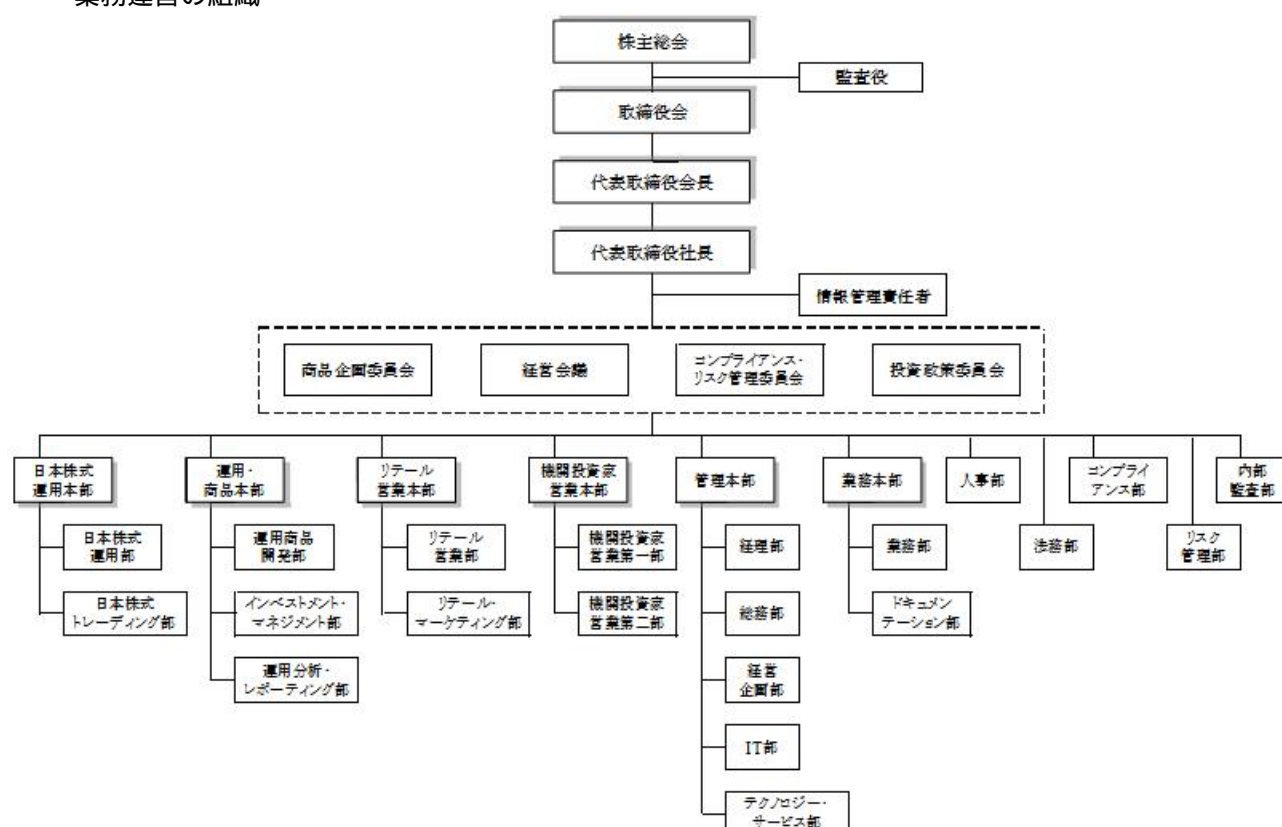
取締役会はその決議により、取締役中より代表取締役を選定し、取締役の中から役付取締役を選定することができます。

取締役会は、代表取締役が招集し、議長となります。代表取締役にさしつかえがあるときは、招集については管理担当取締役が、議長には、予め取締役会で定めた順序に従って他の取締役がこれにあたります。取締役会の招集通知は会日の一週間前までに発送します。また、取締役および監査役の全員の同意があるときは、特定の取締役会についてこの招集通知を省略し、またはこの招集期間を短縮することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項、その他当会社の重要な業務の執行について決定します。

取締役会の議決は、取締役の過半数が出席し、その全員一致をもってこれを行います。

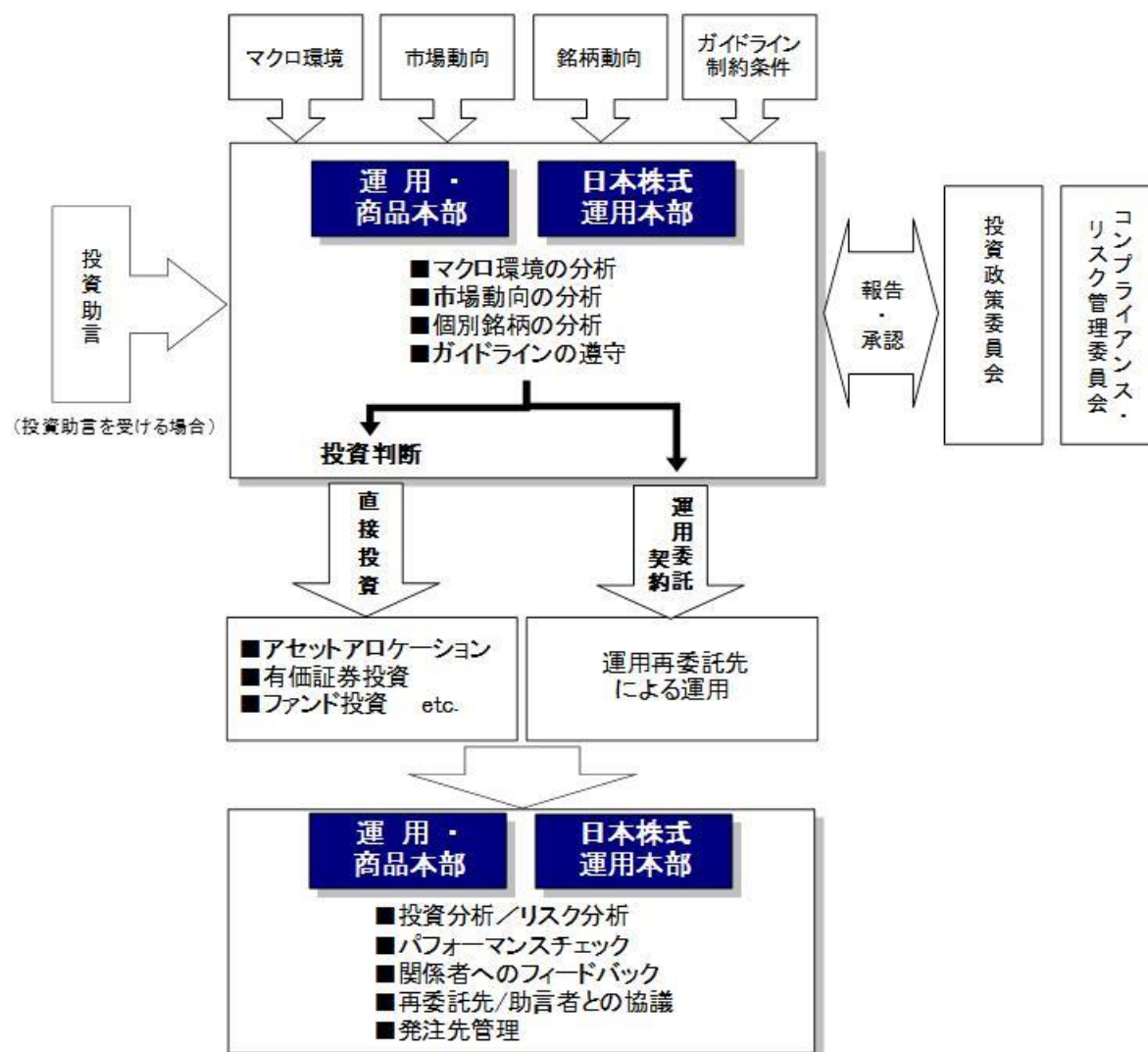
業務運営の組織



取締役会は、委託会社の業務執行に関する重要事項を決定します。代表取締役は、委託会社を代表し、全般の業務執行について統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、監査役は、会計監査および業務監査を行います。

（注）上記の組織図は2019年7月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

運用体制



- ・原則として毎月開催される投資政策委員会において、ファンドの運用ならびにファンドの運用の指図権限を委託している投資顧問会社の運用が、ファンドの投資基本方針、投資対象、投資制限および運用委託契約に沿う形で行われているか、遵守状況の確認等を行います。
 - ・B N Yメロン・グループ（「ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーション」の傘下にある運用会社等のグループ企業）のリサーチ力・運用ノウハウを活用します。
- （注）上記の運用体制は2019年7月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務及び第二種金融商品取引業を行っています。2019年6月末現在、委託会社の運用する投資信託の本数、純資産額の合計は次のとおりです。（ただし、親投資信託を除きます。）

ファンドの種類	本数	純資産額合計 (百万円)
公募証券投資信託	24	314,082
追加型株式投資信託	24	314,082
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	0	0
単位型公社債投資信託	0	0
私募証券投資信託	23	908,734
合 計	47	1,222,816

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日 内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（自 2018年4月1日至2019年3月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。
3. 財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	3,350,313	4,643,359
未収委託者報酬	1,309,658	1,373,798
未収運用受託報酬	2,971,872	3,533,309
未収収益	121,195	117,489
未収入金	4,198	20,731
前払費用	51,378	36,284
仮払金	16,714	15,256
流動資産計	7,825,331	9,740,229
固定資産		
有形固定資産		
器具備品	*1 1,429	*1 1,234
リース資産	*1 4,013	*1 597
有形固定資産計	5,443	1,831
無形固定資産		
ソフトウェア	62,866	34,312
無形固定資産計	62,866	34,312
投資その他の資産		
投資有価証券	11,533	2,401
長期差入保証金	118,300	125,814
繰延税金資産	223,499	214,209
投資その他の資産計	353,333	342,426
固定資産計	421,642	378,570
資産合計	8,246,974	10,118,800
負債の部		
流動負債		
未払金	174,587	172,620
未払費用	2,795,190	3,732,078
リース債務	3,743	671
預り金	148,759	176,116
仮受金	17,397	24,075
未払法人税等	329,743	308,187
未払消費税等	184,068	144,471
賞与引当金	229,039	138,963
流動負債計	3,882,529	4,697,185
固定負債		
リース債務	671	-
退職給付引当金	369,996	423,795
固定負債計	370,668	423,795
負債合計	4,253,197	5,120,980
純資産の部		
株主資本		
資本金	795,000	795,000
資本剰余金		
資本準備金	695,000	695,000
資本剰余金合計	695,000	695,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,504,100	3,507,540
利益剰余金合計	2,504,100	3,507,540
株主資本合計	3,994,100	4,997,540
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	323	278
評価・換算差額等合計	323	278
純資産合計	3,993,777	4,997,819

負債・純資産合計

8,246,974

10,118,800

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	3,886,932	7,580,480
運用受託報酬	6,575,762	5,839,920
その他営業収益	735,084	689,202
営業収益計	11,197,778	14,109,602
営業費用		
支払手数料	1,388,371	3,289,377
広告宣伝費	124,319	82,305
調査費	5,995,743	6,501,554
通信費	5,962	4,908
印刷費	11,738	11,809
協会費	12,580	13,231
その他の営業雑経費	7,471	5,393
営業費用計	7,546,186	9,908,580
一般管理費		
役員報酬	90,497	104,068
給与・手当	947,265	1,024,924
賞与引当金繰入額	229,039	138,963
賞与	373,942	357,486
退職給付費用	87,175	103,322
交際費	5,785	3,802
旅費交通費	29,035	34,843
租税公課	39,781	48,055
不動産賃借料	191,377	188,921
事務委託費	428,169	534,569
固定資産減価償却費	46,912	32,164
諸経費	136,766	155,771
一般管理費計	2,605,747	2,726,893
営業利益	1,045,844	1,474,128
営業外収益		
受取利息	146	224
受取配当金	82	77
雑収入	1,260	13,313
営業外収益計	1,488	13,614
営業外費用		
支払利息	93	37
為替差損	6,045	1,642
雑損失	-	663
営業外費用計	6,138	2,343
経常利益	1,041,194	1,485,399
特別損失		
固定資産除去損	*1 226	*1 -
特別退職金	41,668	3,132
特別損失計	41,895	3,132
税引前当期純利益	999,299	1,482,267
法人税、住民税及び事業税	373,200	469,803
法人税等調整額	44,721	9,023
法人税等合計	328,478	478,827
当期純利益	670,820	1,003,440

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本				評価・換算 差 額 等	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合 計	その他有価証券 評価差額金	
		資本準備金	そ の 他 利益剰余金			
			繰越利益 剰 余 金			
当期首残高	795,000	695,000	1,833,279	3,323,279	303	3,323,583
当期変動額						
当期純利益			670,820	670,820		670,820
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					627	627
当期変動額合計	-	-	670,820	670,820	627	670,193
当期末残高	795,000	695,000	2,504,100	3,994,100	323	3,993,777

当事業年度（自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

（単位：千円）

	株主資本				評価・換算 差 額 等	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合 計	その他有価証券 評価差額金	
		資本準備金	そ の 他 利益剰余金			
			繰越利益 剰 余 金			
当期首残高	795,000	695,000	2,504,100	3,994,100	323	3,993,777
当期変動額						
当期純利益			1,003,440	1,003,440		1,003,440
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					602	602
当期変動額合計	-	-	1,003,440	1,003,440	602	1,004,042
当期末残高	795,000	695,000	3,507,540	4,997,540	278	4,997,819

[注記事項]

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

器具備品 15年～20年

(2) 無形固定資産

定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給対象期間に応じた支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

4. その他財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」98,429千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」223,499千円に含めて表示しております。

(貸借対照表関係)

*1 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
器具備品	2,723千円	2,329千円
リース資産	14,688千円	18,104千円

(損益計算書関係)

*1 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)
器具備品	226千円	- 千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1. 発行済株式総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増	加	減	少	当事業年度末
普通株式	15,900 株	-		-		15,900 株

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 発行済株式総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増	加	減	少	当事業年度末
普通株式	15,900 株	-		-		15,900 株

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

コピー機

(2) リース資産の減価償却方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は主に投資信託委託業務、投資顧問業務及び投資一任契約に関する業務を行っています。これらの事業により生じる営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、未収入金の管理はきわめて重要であると認識しております。

事業推進目的のために自社設定の投資信託への投資を行っており、これらの運用方針につきましては取締役会へ報告を行い、管理しております。

これらの業務により生じた余剰資金の運用については、短期的な預金等の安全性の高い金融資産に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。

また、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。投資有価証券は当社設定の投資信託に対するシードマネーであり、市場価格の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券の市場リスクについては、時価を定期的に把握することで管理を行っております。為替リスクについては、一定限度を超える預金残高について円転を行う等により管理を行っております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2018年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	3,350,313	3,350,313	-
(2)未収委託者報酬	1,309,658	1,309,658	-
(3)未収運用受託報酬	2,971,872	2,971,872	-
(4)未収収益	121,195	121,195	-
(5)未収入金	4,198	4,198	-
(6)長期差入保証金	118,300	104,558	13,742
(7)投資有価証券 その他の有価証券	11,533	11,533	-
資産計	7,887,069	7,873,327	13,742
(1)未払費用	2,795,190	2,795,190	-
負債計	2,795,190	2,795,190	-

当事業年度（2019年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
--	----------	----	----

(1)現金及び預金	4,643,359	4,643,359	-
(2)未収委託者報酬	1,373,798	1,373,798	-
(3)未収運用受託報酬	3,533,309	3,533,309	-
(4)未収収益	117,489	117,489	-
(5)未収入金	20,731	20,731	-
(6)長期差入保証金	125,814	117,515	8,299
(7)投資有価証券 その他の有価証券	2,401	2,401	-
資産計	9,816,901	9,808,602	8,299
(1)未払費用	3,732,078	3,732,078	-
負債計	3,732,078	3,732,078	-

（注1）金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、(4) 未収収益、(5) 未収入金
これらは、短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。
- (6) 長期差入保証金
長期差入保証金については、返還予定時期に基づき、合理的に見積もった将来キャッシュ・フローをその期間に応じた無リスクの利率で割り引いた現在価値によっております。
- (7) 投資有価証券
投資有価証券は当社設定の投資信託であります。これらの時価は公表されている基準価格によっております。

負 債

- (1) 未払費用
短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

（注2）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2018年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	3,350,313	-	-	-
未収委託者報酬	1,309,658	-	-	-
未収運用受託報酬	2,971,872	-	-	-
未収収益	121,195	-	-	-
未収入金	4,198	-	-	-
長期差入保証金	-	118,300	-	-
合 計	7,757,236	118,300	-	-

当事業年度（2019年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	4,643,359	-	-	-
未収委託者報酬	1,373,798	-	-	-
未収運用受託報酬	3,533,309	-	-	-
未収収益	117,489	-	-	-
未収入金	20,731	-	-	-
長期差入保証金	-	125,814	-	-
合 計	9,688,686	125,814	-	-

（有価証券関係）

1. その他有価証券

前事業年度（2018年3月31日）

（単位：千円）

区 分	種 類	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	投資信託受益証券	11,533	12,000	466
	小 計	11,533	12,000	466
合 計		11,533	12,000	466

当事業年度（2019年3月31日）

（単位：千円）

区 分	種 類	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	投資信託受益証券	2,401	2,000	401
	小 計	2,401	2,000	401
合 計		2,401	2,000	401

2. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

区 分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託受益証券	9,337	-	663
合計	9,337	-	663

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、退職一時金制度及び確定拠出年金制度を採用しております。当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)
退職給付引当金期首残高	363,891千円	369,996千円
退職給付費用	65,061千円	79,674千円
退職給付の支払額	58,957千円	25,875千円
退職給付引当金期末残高	369,996千円	423,795千円

3. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)
勤務費用	65,061千円	79,674千円
確定拠出年金制度に基づく要拠出額	22,113千円	23,647千円
退職給付費用	87,175千円	103,322千円

（ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳

前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
-----------------------	-----------------------

繰延税金資産		
未払費用否認	9,309 千円	10,773 千円
未払事業税	10,286 "	10,032 "
未払地方法人特別税	8,396 "	7,906 "
賞与引当金	70,132 "	42,550 "
退職給付引当金	113,293 "	129,766 "
投資有価証券	142 "	- "
敷金償却	11,073 "	12,742 "
税務上の繰延資産	867 "	561 "
繰延税金資産合計	223,499 千円	214,332 千円
繰延税金負債		
投資有価証券	- 千円	123 千円
繰延税金負債計	- 千円	123 千円
繰延税金資産の純額	223,499 千円	214,209 千円

2. 法定実効税率と税効果適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
	%	%
法定実効税率	30.9	30.6
(調整)		
住民税均等割	0.2	0.2
役員賞与	1.6	1.3
交際費否認	0.2	0.1
その他	0.0	0.1
税効果適用後の法人税等の負担率	32.9	32.3

(持分法損益等)
該当事項はありません。

(資産除去債務関係)
該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

セグメント情報

当社の報告セグメントは、「投資運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益	合計
外部顧客への売上高	3,886,932	6,575,762	735,084	11,197,778

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

（単位：千円）

日本	ヨーロッパ	アメリカ	その他	合計
7,631,206	450,160	3,111,769	4,642	11,197,778

（注）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
B N Yメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド	3,026,307	投資運用業
A社（注）	3,181,872	投資運用業

（注）A社との間で守秘義務契約を負っているため、社名の公表は控えております。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益	合計
外部顧客への売上高	7,580,480	5,839,920	689,202	14,109,602

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

（単位：千円）

日本	ヨーロッパ	アメリカ	その他	合計
10,632,295	530,608	2,941,080	5,618	14,109,602

（注）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
B N Yメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド	2,865,649	投資運用業
A社（注）	2,601,839	投資運用業

（注）A社との間で守秘義務契約を負っているため、社名の公表は控えております。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

当事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (百万)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) の割合	関連 当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の 親会社を もつ会社	B N Yメロン・ インターナショナル・ マネジメント・リミテッド	英領 ケイマン 諸島	\$0.001	資産運用 業務	なし	サービス 提供	投資一任 契約に係る 取引の収入 (注1)	2,706,353	未収運用 受託報酬	658,891
同一の 親会社を もつ会社	B N Yメロン・ アセット・マネジメント・ ノースアメリカ・ コーポレーション (注2)	米国 ボストン	\$0.5	資産運用 業務	なし	サービス 受入	営業費用 (調査費) (注1)	689,747	未払費用	600,259
同一の 親会社を もつ会社	インサイト・ インベストメント・ マネジメント・リミテッド	英国 ロンドン	46	資産運用 業務	なし	サービス 受入	営業費用 (調査費) (注1)	1,081,230	未払費用	481,260

同一の親会社をもつ会社	ウォルター・スコット アンド パートナーズ・ リミテッド	英国 エジンバラ	0.025	資産運用 業務	なし	サービス 受入	営業費用 (調査費) (注1)	1,922,412	未払費用	984,091
-------------	------------------------------------	-------------	-------	------------	----	------------	-----------------------	-----------	------	---------

(注1) 独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っています。

(注2) メロン・キャピタル・マネジメント・コーポレーションはスタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー及びザ・ボストン・カンパニー・アセット・マネジメントLLCを2018年1月31日に吸収合併し、商号をB N Yメロン・アセット・マネジメント・ノースアメリカ・コーポレーションに変更しました。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (百万)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) の割合	関連 当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社をもつ会社	BNYメロン・ インターナショナル・ マネジメント・リミテッド	英領 ケイマン 諸島	\$0.001	資産運用 業務	なし	サービス 提供	投資一任 契約に係る 取引の収入 (注1)	2,626,377	未収運用 受託報酬	654,270
同一の親会社をもつ会社	メロン・ インベストメンツ・ コーポレーション (注2)	米国 ボストン	\$0.5	資産運用 業務	なし	サービス 受入	営業費用 (調査費) (注1)	2,552,569	未払費用	587,812
同一の親会社をもつ会社	インサイト・ インベストメント・ マネジメント・リミテッド	英国 ロンドン	46	資産運用 業務	なし	サービス 受入	営業費用 (調査費) (注1)	902,777	未払費用	496,692
同一の親会社をもつ会社	ウォルター・スコット アンド パートナーズ・ リミテッド	英国 エジンバラ	0.025	資産運用 業務	なし	サービス 受入	営業費用 (調査費) (注1)	2,043,098	未払費用	1,839,817

(注1) 独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っています。

(注2) B N Yメロン・アセット・マネジメント・ノースアメリカ・コーポレーションは、2019年1月2日からメロン・インベストメンツ・コーポレーションへと会社名が変更になりました。

2. 親会社に関する注記

B N Yメロン・インベストメント・マネジメント(APAC)ホールディングス・リミテッド(非上場)

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)
1株当たり純資産額	251,180円96銭	314,328円29銭
1株当たり当期純利益金額	42,189円98銭	63,109円45銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため、記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)
当期純利益(千円)	670,820	1,003,440
普通株式に係る当期純利益(千円)	670,820	1,003,440
期中平均株式数	15,900	15,900

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の実行の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

定款の変更は、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。また、訴訟はありません。

第2【その他の関係法人の概況】**1【名称、資本金の額及び事業の内容】****(1) 受託会社**

名称：三井住友信託銀行株式会社

資本金の額：342,037百万円（2019年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<参考：再信託受託会社の概要>

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額：51,000百万円（2019年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

	名 称	資本金の額 (2019年3月末現在)	事業の内容
1	いちよし証券株式会社	14,577百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
2	S M B C日興証券株式会社	10,000百万円	
3	フィデリティ証券株式会社	9,257百万円	
4	P W M日本証券株式会社	3,000百万円	
5	楽天証券株式会社	7,495百万円	
6	株式会社S B I証券	48,323百万円	
7	高木証券株式会社	11,069百万円	

高木証券株式会社は、東海東京証券株式会社と2019年9月1日付で合併し、東海東京証券株式会社が存続会社となる予定です。

(3) 投資顧問会社

名称：メロン・インベストメンツ・コーポレーション

資本金の額：0.5百万米ドル（2019年3月末現在）

事業の内容：有価証券等にかかる投資運用業務を営んでおります。

2【関係業務の概要】

- (1) 受託会社：当ファンドの受託会社として信託財産の保管・管理・計算等を行っています。なお、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。
- (2) 販売会社：当ファンドの募集、販売の取扱いを行い、一部解約に関する事務、収益分配金・一部解約金・償還金の支払に関する事務等を行います。
- (3) 投資顧問会社：委託会社からの委託を受け、「世界新興国ソブリン・マザーファンド」の運用を指図します。

3【資本関係】

- (1) 受託会社：該当事項はありません。
- (2) 販売会社：該当事項はありません。
- (3) 投資顧問会社：該当事項はありません。

第3【その他】

- 1 目論見書の表紙等にロゴ・マーク、図案を採用し、ファンドの愛称、形態などを記載することがあります。また、以下の内容を記載することがあります。
- (1) 金融商品取引法の規定に基づく目論見書である旨
- (2) 目論見書の使用開始日
- (3) 委託会社等の情報および受託会社に関する情報
- (4) 請求目論見書の入手方法および当該請求を行った場合は、その旨を記録しておくべきである旨
- (5) 信託約款が請求目論見書に掲載されている旨
- (6) 商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行う旨

- (7) 投資信託の財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されている旨
- (8) 「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載
- 2 届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。
 - (1) 届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
 - (2) 届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日
- 3 目論見書の別称として「投資信託説明書」という名称を使用する場合があります。
- 4 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。
- 5 交付目論見書に最新の運用実績を記載することがあります。
- 6 目論見書の巻末に「用語集」を掲載することがあります。

独立監査人の監査報告書

2019年6月5日

B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員

業務執行社員 公認会計士 三 上 和 彦

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているB N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社の2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2019年7月17日

B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社
取 締 役 会 御 中

P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 久 保 直 毅
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているメロン世界新興国ソブリン・ファンドの2018年11月20日から2019年5月17日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、メロン世界新興国ソブリン・ファンドの2019年5月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。